

東 青 地 域 森 林 計 画

(東 青 森 林 計 画 区)

自 令和8年4月1日
計画期間
至 令和 18 年3月 31 日

令和7年12月

青 森 県

はじめに（森林計画制度について）

森林計画制度は「森林法」（昭和26年法律第249号）に規定されている制度で、「林産物の需給の安定」と「森林植生による国土の保全」を長期的・広域的な見地から合理的に確保するために、森林と林業に関する政策の基本的方向を明らかにし、森林所有者等の森林施業上の指針及び規範とすることを基本的な考え方としています。

森林計画制度の体系において「地域森林計画」は、森林法第5条第1項の規定に基づき民有林について都道府県知事がたてる10年間の計画で、青森県においては4つの森林計画区（東青、津軽、下北、三八上北）について、各々5年毎に民有林の森林資源に関する調査を行い、その結果を取りまとめて計画をたてています。

この「東青地域森林計画」は地域の特性を踏まえ、国のたてる「森林・林業基本計画」や「全国森林計画」に即し、また青森県の森林・林業に関する基本的な方向性を示す「青森県森林・林業基本方針」との整合を図り、今後10年間にこの地域の森林をどのような姿に導くべきか、森林整備の目標を定め、目標達成に必要な森林施業及びそのために必要な条件整備等の基本的な事項について、指針や基準として明示しています。

なお、この東青地域森林計画に適合して市町村がたてる「市町村森林整備計画」においては、地域森林計画で示す指針や基準に基づき、森林の有する公益的機能等に応じて区分し、具体的な森林施業の方法を定め、森林所有者等の森林施業実施の規範や「森林経営計画」の認定の根拠となるよう計画することとなっています。

このような体系の中で、各計画が相互に関連を持つことにより、国や県の定める目標の達成に誘導することとなっています。

■ 東青地域森林計画樹立担当者の職・氏名及び従事した期間

職	氏 名	樹立に従事した期間
林政課長	工藤 真治	令和7年4月～令和7年12月
課長代理	辻 健一郎	令和7年4月～令和7年12月
総括主幹（企画GM）	櫻田 大輔	令和7年4月～令和7年12月
主 幹	神 鉄平	令和7年4月～令和7年12月
技 師	三上 裕大	令和7年4月～令和7年12月
〃	工藤 睦津美	令和7年4月～令和7年12月

森林計画制度の体系

《法律体系に基づく計画》

森林・林業基本法に基づき政府がたてる

森林・林業基本計画

(20年計画)

○長期的かつ総合的な政策の方向・目標

【即して】

森林法に基づき、農林水産大臣がたてる

全国森林計画

(15年計画)

令和6年4月～令和21年3月

○地域森林計画の規範

【即して】

森林法に基づき、都道府県知事がたてる

地域森林計画

(10年計画)

○伐採、造林、林道、保安林の整備の目標

○市町村森林整備計画の規範

【適合して】

森林法に基づき、市町村長がたてる

市町村森林整備計画

(10年計画)

○市町村が講ずる森林関連施策の方向

○森林所有者等が行う伐採、造林の指針

【適合して】

森林法に基づき、森林所有者等が作成し、市町村に認定を求めることができる

森林経営計画

(5年計画)

○森林所有者又は経営の委託を受けた者が作成する具体的な伐採や造林、保育に関する計画

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前期計画の実行結果の概要及びその評価	6
3 東青地域森林計画樹立に当たっての基本的考え方	8

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	9
------------------	---

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
（1）森林の整備及び保全の目標	10
（2）森林の整備及び保全の基本方針	11
（3）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	13
2 その他必要な事項	13

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	14
（2）立木の標準伐期齢に関する指針	15
（3）その他必要な事項	15
2 造林に関する事項	
（1）人工造林に関する指針	
ア 人工造林の対象樹種に関する指針	15
イ 人工造林の標準的な方法に関する指針	15
ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針	16
（2）天然更新に関する指針	
ア 天然更新の対象樹種に関する指針	17
イ 天然更新の標準的な方法に関する指針	17
ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針	18
（3）植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針	18
（4）その他必要な事項	18
3 間伐及び保育に関する基本的事項	
（1）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	19
（2）保育の標準的な方法に関する指針	20
（3）その他必要な事項	21
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
（1）公益的機能別施業森林等の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	
ア 区域の設定の基準	21
イ 森林施業の方法に関する指針	22
（2）木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準 及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	
ア 区域の設定の基準	24
イ 森林施業の方法に関する指針	24
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
（1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	25
（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの	

基本的な考え方	2 5
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の 基本的な考え方	2 6
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	2 6
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	2 6
(6) その他必要な事項	2 7
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業 の合理化に関する事項	
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関 する方針	2 7
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	2 8
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	2 8
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	2 8
(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	2 9
(6) その他必要な事項	2 9
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	2 9
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその 搬出方法	3 1
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	3 1
2 保安施設に関する事項	
(1) 保安林の整備に関する方針	3 2
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	3 2
(3) 治山事業の実施に関する方針	3 2
(4) 特定保安林の整備に関する方針	3 2
(5) その他必要な事項	3 2
3 鳥獣害の防止に関する事項	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関す る方針	3 3
(2) その他必要な事項	3 3
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	3 4
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	3 4
(3) 林野火災の予防の方針	3 4
第5 保健機能森林の整備に関する事項	
1 保健機能森林の区域の基準	3 5
2 保健機能森林区域内の施業の方法に関する指針	3 5
3 保健機能森林区域内における森林保健施設の整備の指針	3 5
4 その他必要な事項	3 5
第6 計画量等	
1 伐採立木材積	3 6
2 間伐面積	3 6
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	3 7
4 林道の開設又は拡張に関する計画	3 8

5	保安林整備及び治山事業に関する計画	
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	4 1
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	4 3
(3)	実施すべき治山事業の数量	4 3
6	要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期	4 3
第7	その他必要な事項	
1	保安林その他制限林の施業方法	4 4
2	その他必要な事項	5 0

(附) 参考資料

1 森林計画区の概況

(1)	市町村別土地面積及び森林面積	5 1
(2)	地況	5 2
(3)	土地利用の現況	5 3
(4)	産業別生産額	5 3
(5)	産業別就業者数	5 3

2 森林の現況

(1)	齢級別森林資源表	5 5
(2)	制限林普通林別森林資源表	5 6
(3)	市町村別森林資源表	5 7
(4)	所有形態別森林資源表	5 7
(5)	制限林の種類別面積	5 8
(6)	樹種別材積表	5 9
(7)	特定保安林の指定状況	5 9
(8)	荒廃地等の箇所数	5 9
(9)	森林の被害	6 0
(10)	防火線等の整備状況	6 0

3 林業の動向

(1)	保有山林面積規模別経営体数	6 1
(2)	森林経営計画の認定状況	6 1
(3)	経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	6 1
(4)	森林組合及び生産森林組合の現状	6 2
(5)	林業事業体等の現況	6 2
(6)	林業労働力の概況	6 2
(7)	林業機械化の概況	6 3
(8)	作業路網等の整備の概況	6 4

4 前期計画の実行状況

(1)	伐採立木材積	6 5
(2)	間伐面積	6 5
(3)	人工造林、天然更新別面積	6 5
(4)	林道の開設又は拡張の数量	6 5
(5)	保安施設の数量	6 5

(6) 要整備森林の施業の区分別面積	6 6
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	
(1) 森林より森林以外への異動	6 6
(2) 森林以外より森林への異動	6 6
6 森林資源の推移	
(1) 分期別伐採立木材積等	6 7
(2) 分期別期首資源表	6 7
7 その他	
(1) 持続的伐採可能量	6 8
(2) 用語の説明	6 9

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 位置・地形

本計画区は、県の中央部に位置する1市3町1村を含む区域で、東は三八上北森林計画区に、西は津軽森林計画区に、南は三八上北及び津軽森林計画区に、北は陸奥湾に面しています。

地形は、西部にあたる津軽半島には増川岳(714m)、袴腰岳(628m)、大倉岳(677m)等の700m前後の山が連なり、標高は高くないものの起伏の多い地形をなしています。また、当計画区の南部から東部にかけては、八甲田山系の大岳(1,585m)、高田大岳(1,552m)等の山岳地帯とそれに連なる折紙岳(921m)、三角岳(753m)、烏帽子岳(720m)からなり、国有林は急峻な山岳地帯に、民有林はそれに続くなだらかな丘陵地帯に連なっています。

主な河川は、三角岳を水源とする清水川、八甲田山系を水源とする堤川・駒込川が陸奥湾に注いでいます。また、津軽半島地域は小河川が津軽海峡及び陸奥湾に注いでいます。

イ 地質・土壌

地質は、津軽半島地帯が泥岩、安山岩、シルト質砂岩等、青森地域は浮石流堆積物、安山岩溶岩、溶結凝灰岩等で構成されており、東郡平内地区では夏泊半島に泥岩が広範囲に分布し、山岳地には緑色凝灰岩及び安山岩質集塊岩が分布しています。

土壌は、褐色森林土が大部分を占めますが、青森市の丘陵部には黒色土が分布しています。

ウ 気候

気候は冷涼で年平均気温は10℃前後であり、気温の年較差が大きく、春から秋にかけては偏東風(ヤマセ)の影響による低温と日照不足のため、農作物が被害を受けやすくなっています。また、年間降水量は1,300mm～1,600mmであり、冬季は寒冷で積雪量が多くなっています。

(2) 社会的経済的背景

ア 土地利用

本計画区の総面積は、14万8千haで県総面積96万5千haの15%を占めています。

土地の利用状況は、森林が11万1千haで75%を占め、次いで田、畑となっています。

イ 人口

本計画区の人口は、令和2年の国勢調査によると29万6千人で、県人口123万8千人の24%を占めていますが、人口は減少傾向にあります。

ウ 地域産業

本計画区の就業人口は、令和2年の国勢調査によれば13万9千人で、その産業別割合は、第1次産業4%、第2次産業15%、第3次産業81%となっており、第3次産業の占める割合が比較的高い地域です。

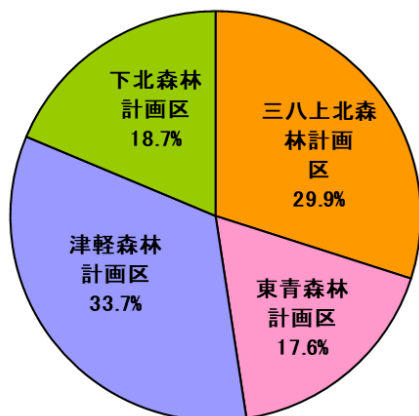
令和4年度における総生産額は1兆368億円で、県全体の23%を占め、産業別の割合は第1次産業2%、第2次産業11%、第3次産業87%となっています。

(3) 森林計画区の位置づけ

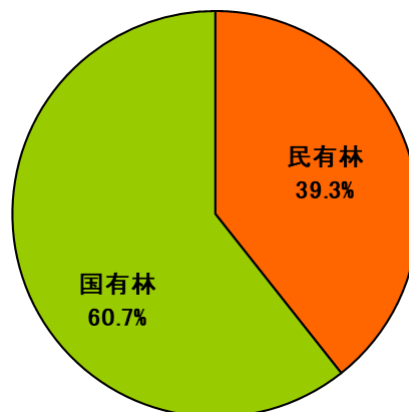
ア 計画区の森林面積

東青森林計画区の森林面積（民国合計）は111,350haで、県内の森林面積の17.6%を占めています。そのうち民有林面積は全体の39.3%の43,811haで、民有林の割合が低い地域となっています。

■ 森林計画区別面積割合（民国合計）



■ 東青森林計画区の民国別面積割合



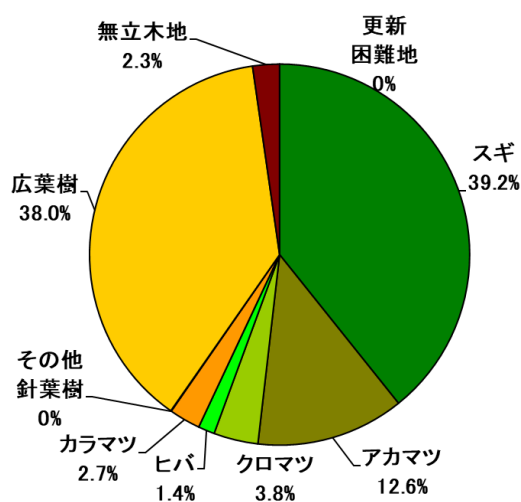
イ 民有林の森林資源

民有林面積43,811haのうち、スギ等の針葉樹が23,162ha（52.9%）、ナラ類を中心とした広葉樹が19,780ha（45.1%）、無立木地等868.55ha（2.0%）となっています。

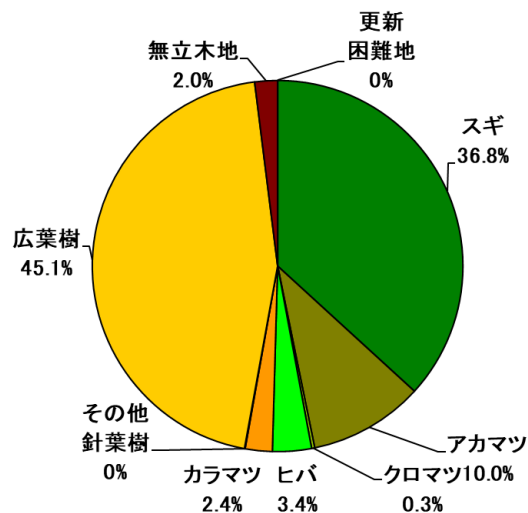
樹種構成では、ヒバの比率が3.4%と県平均に比較して高くなっています。

森林蓄積は約982万m³で、そのうちスギが約573万m³（58.4%）、アカマツが約109万m³（11.1%）、ヒバが約19万m³（1.9%）と、スギ人工林の資源量が過半を占めています。

■ 樹種別面積構成（青森県全体）



■ 樹種別面積構成（東青森林計画区）

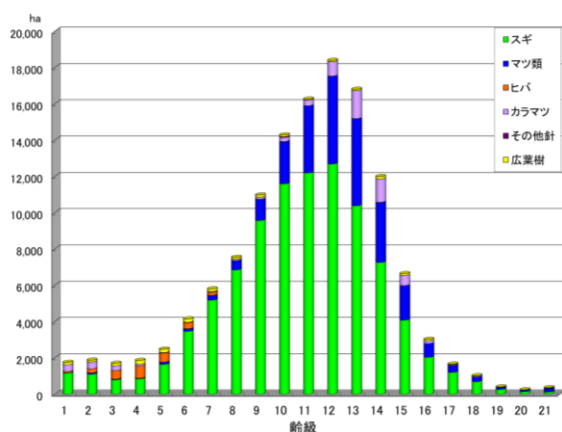


ウ 人工林の齢級構成等

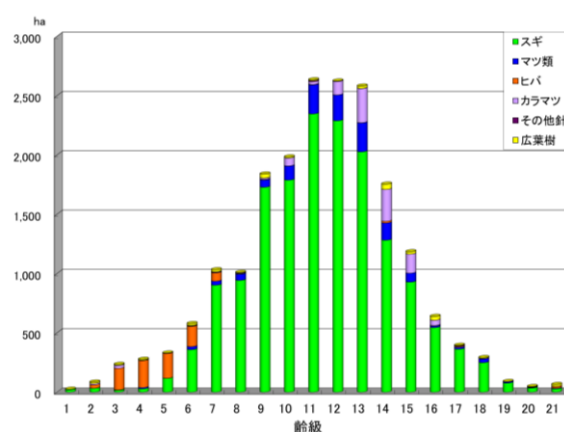
計画区の人工林面積は19,689ha、人工林率は45.9%で県平均の54.2%を下回っています。齢級構成を見ると11～13齢級に大きなピークがあり、高齢級に移行してきています。

なお、近年はヒバの植栽が進み、2～7齢級でヒバの占める割合が高くなってきています。

■ 人工林の齢級別資源構成（青森県全体）



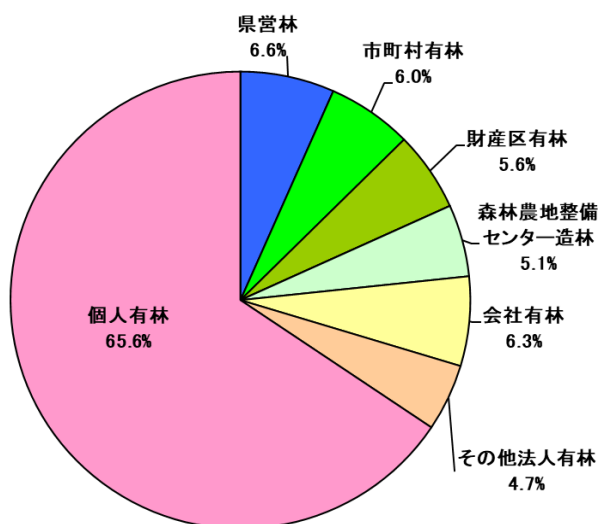
■ 人工林の齢級別資源構成（東青森林計画区）



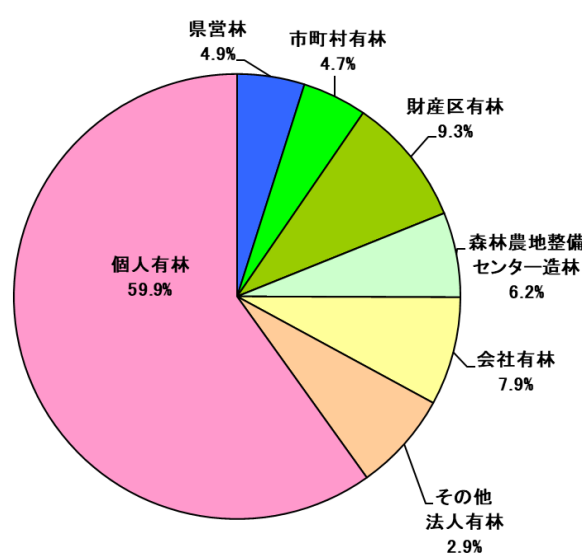
エ 民有林の所有形態

民有林の所有形態は、個人有林が59.9%と最も高い比率を占めており、県全体と比べると財産区有林や会社有林が若干多い傾向にあります。

■ 所有形態別面積構成（青森県全体）



■ 所有形態別面積構成（東青森林計画区）



オ 造林、間伐等の森林整備

毎年6ha程度の人工造林がスギ、ヒバを主体に行われていますが、複層林を目的とした樹下植栽については、ほぼヒバで占められています。

間伐は年平均で約186ha実施しており、県全体の4%となっています。

■ 森林整備面積（令和4～令和6年度までの3か年実績の単年度平均）

人 工 造 林 面 積												単位:ha
	スギ	ヒバ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針	ケヤキ	クリ	ナラ	ブナ	その他広	合計
東青	17	0	-	-	2	-	-	-	-	0	-	19
県計	399	17	-	2	126	-	0	0	17	1	9	571

樹 下 植 栽 面 積												単位:ha
	スギ	ヒバ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針	ケヤキ	クリ	ナラ	ブナ	その他広	合計
東青	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
県計	0	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9

単位:ha		単位:ha	
更新伐面積		間伐面積	
東青	0	東青	186
県計	6	県計	5,194

カ 林道網の整備状況

令和6年度末の現況延長は約161kmとなっており、林道密度は3.7m/haで県平均の5.1m/haを下回っています。

キ 森林組合の状況

森林組合は「森林組合あおもり」があり、組合員数は1,772人、組合員所有森林面積は民有林の約49%を占めています。

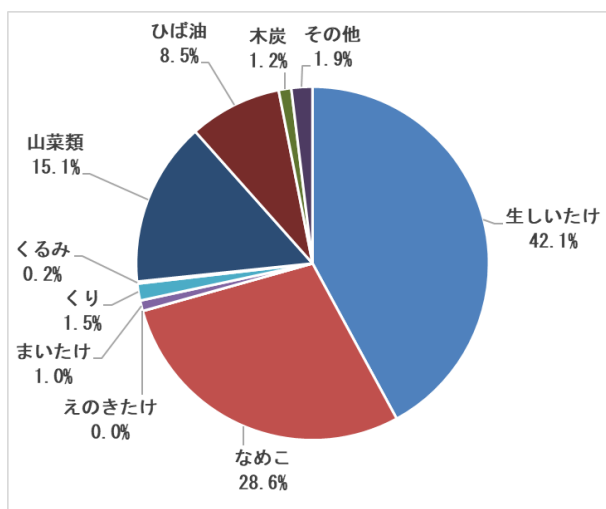
ク 特用林産物の生産量

計画区内の主な特用林産物の生産量は令和6年次で「生しいたけ」3t、「まいたけ」9t、「ひば油」1kℓとなっており、それぞれ県全体における生産量の1%、100%、11%となっています。

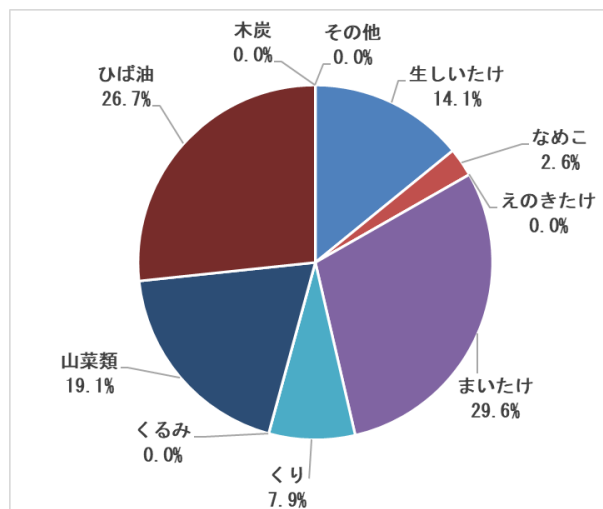
品 目	単位	青森県	東青	比 率
生 し い た け	t	219.4	2.5	1.1%
な め こ	t	228.1	0.7	0.3%
え の き た け	t	—	—	—
ま い た け	t	9.2	9.2	100.0%
く り	t	17.0	2.9	17.1%
く る み	t	1.8	—	—
山 菜 類	t	149.3	6.1	4.1%
ひ ば 油	kℓ	11.2	1.2	10.7%
木 炭	t	38.3	—	—
木 酢 液	kℓ	3.4	—	—

〔参考〕

■ 特用林産物の生産割合（青森県全体）



■ 特用林産物の生産割合（東青森林計画区）



※ 生産額の比率（参考値）

2 前期計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積

伐採立木材積

単位 材積：1,000m³、実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	270	(5,408) 292	562	437	(1,211) 70	507	161.9	24.0	90.2
針 葉 樹	154	(5,408) 292	446	423	(1,211) 70	493	274.7	24.0	110.5
広 葉 樹	116	－	116	14	－	14	12.1	－	12.1

注1 計画欄は、前期計画の前半5か年分に対応する計画量

2 実行欄は、前期計画の前半5か年分の実行量

3 () 書きは面積(単位:ha)

令和3年度から令和7年度末(見込)までの前期計画(前半5か年分)における主伐と間伐を合わせた伐採立木材積は、計画量562千m³に対して、実行量507千m³、実行率90.2%となりました。このうち、主伐においては、計画量270千m³に対して、実行量437千m³、実行率162%となり、間伐については、計画量292千m³に対して、実行量70千m³、実行率24%でした。

この要因として、主伐は、人工林資源の充実や、原木需要の増加により、計画を大きく上回ったものと考えています。一方、間伐は、地球温暖化対策等を推進する観点から、高い計画量としたものの、施業の集約化が進まず計画を下回ったものと考えています。

(2) 造林面積

人工造林、天然更新別面積

単位 面積:ha、実行歩合:%

人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
1,392	71	5.1	939	827	88.1

人工造林は、計画面積1,392haに対して、実行面積71ha、実行率5%、天然更新は、計画面積939haに対して、実行面積827ha、実行率88%となりました。

この要因として、人工造林については、長期にわたる木材価格の低迷により、森林所有者が伐採収益を造林経費に再投資できなかったこと等により、計画を下回ったものと考えています。

また、天然更新については、伐採跡地周辺に種子を供給する森林が少なかったことや、下草や蔓類の繁茂等が障害となり計画を下回ったものと考えています。

(3) 林道の開設・拡張

林道の開設又は拡張の数量

単位 延長:km、箇所:箇所数、実行歩合: %

区 分		計 画	実 行	実行歩合
開 設	新設延長(km)	38.7	2.0	5.2
	改築延長(km)	12.8	0.2	1.6
拡 張	改良箇所(箇所)	34.0	0.0	0.0
	舗装延長(km)	7.1	0.0	0.0

林道の新設は、38.7kmの計画に対して、実行延長2.0km、実行率5.2%となり、改築は、12.8kmの計画に対して、実行延長0.2km、実行率1.6%でした。

この要因として、開設及び拡張ともに、森林の適正な整備を図る上で必要な延長、箇所の計画に対して、事業実施主体である市町村の財政事情による要因や木材価格の長期低迷等による森林所有者の経営意欲の低下等により市町村への開設要望が減少し、計画を下回ったものと考えています。

(4) 保安林面積

保安林の面積

単位 面積:ha、実行歩合: %

区 分	計画期末面積	実 績	
		実 績	実行歩合
総 数 (実 面 積)	8,868	8,675	97.8
水源涵養のための保安林	5,501	5,150	93.6
災害防備のための保安林	3,321	3,321	100.0
保健、風致の保存等のための保安林	2,493	2,487	99.8

保安林面積は、前期計画目標累計面積8,868haに対して、実績は8,675ha、達成率97.8%となりました。

この要因として、山地災害等から県民の生命、財産を保全する保安林制度に対する森林所有者等の理解や協力を得られたことによるものと考えています。

(5) 治山事業の数量

治山事業の数量

単位 箇所: 箇所数、実行歩合: %

箇 所		
計 画	実 行	実 行 歩 合
19	21	110.5

治山事業の施行箇所数は、計画19箇所に対して、実行21箇所、実行率110%となりました。

この要因として、山地災害等の発生した箇所及び恐れがある地域を中心に計画したところ、目標は達成されたものです。

3 東青地域森林計画樹立に当たっての基本的考え方

(1) 現状と課題

ア 森林機能に対する県民ニーズの高まりへの方策

森林は、木材等の林産物の供給をはじめ、水源の涵養^{かん}や、山地災害の防止、飛砂防備等の快適環境の形成、健康の維持・増進やレクリエーション、景観や風致など文化的な場の提供、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止への貢献など、多面的な機能を持っており、その公益的な機能の発揮に対する県民のニーズは益々高まっています。

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保による健全な森林資源の維持造成が必要です。

イ 利用期を迎えた森林資源の活用の推進

当計画区は、これまで積極的に植栽されてきたスギを主体にアカマツ、ヒバ、カラマツの人工林やナラ類をはじめとする天然林など、多様で豊かな森林資源を有しています。

特に、スギを主体とする人工林資源については、利用可能な45年生以上の資源が約7割を占めるなど、本格的な利用期を迎えています。

こうした中、隣接する計画区において、近年、国内最大級のLVL工場や木質バイオマス発電施設が稼働したことなどに伴う新たな木材需要に対応するため、路網整備の推進や施業の集約化、木材生産を担う労働力の確保・育成による安定供給体制の一層の強化が必要です。

ウ 造林未済地の増加と低コスト造林の推進

森林資源量の充実に伴い主伐面積が増加傾向にある一方、森林所有者の経営意欲の減退等により再造林の割合は4分の1にとどまっており、人工造林跡地における造林未済地が拡大している状況です。

将来にわたって資源の持続的な循環利用を図るため、一貫作業システムの定着やコンテナ苗の普及など低コスト造林を促進し、伐採跡地の再造林を進めることが必要です。

(2) 計画樹立の基本方向

このような現状と課題を踏まえて、計画の樹立にあたっては、計画区の自然的、社会的条件、これまでの実績や今後の動向等を勘案しながら、森林の整備及び保全に関する基本的な事項を定め、更に、再造林や間伐等の適切な実施、長伐期化や育成複層林への誘導等を推進する「森林の整備」に関する事項、保安林制度の適切な運用や山地災害等の防止、森林病虫害の被害対策などを推進する「森林の保全」に関する事項、並びに具体的な計画数量として伐採立木材積、造林面積、林道開設量、治山事業等の「計画数量等」について定めるものです。

なお、計画は全国森林計画の計画事項に即しつつ、県独自の計画である「青森県森林・林業基本方針」と整合を図り、かつ森林・林業等に関する諸施策を勘案しながら、民有林・国有林間での連携強化のもと、効率的な実行が図られるよう配慮します。

Ⅱ 計画事項

第 1 計画の対象とする森林の区域

東青地域森林計画の対象とする森林面積は次のとおりです。

市 町 村 名		面 積 (ha)	備 考
計 画 区 総 数		4 3, 8 1 1	
東青農林水産事務所 管内	青 森 市	2 6, 2 2 8	
	平 内 町	1 2, 5 9 4	
	今 別 町	1, 5 7 1	
	蓬 田 村	1, 0 5 9	
	外ヶ浜町	2, 3 6 0	

注 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域の民有林とします。

2 単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しません。

3 地域森林計画の対象となる民有林（次の①の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の③の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、①～③までの事項の対象となります。

①森林法第 10 条の 2 第 1 項に規定する開発行為の許可

②森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項に規定する森林の土地の所有者となった旨の届出

③森林法第 10 条の 8 第 1 項に規定する伐採及び伐採後の造林の届出

4 森林計画図の閲覧場所は、青森県農林水産部林政課並びに東青農林水産事務所。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の機能ごとに、その機能の発揮上から望ましい森林の姿を次のとおりとします。

水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林
快適環境形成機能	大気の浄化、騒音、飛砂や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や粉じん等の汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林
生物多様性保全機能	原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、又は自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、高い成長力を有する森林であって、林道等の生産基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、(1)で掲げる森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針を次のとおりとします。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。 ダム等の利水施設上流部において、水源涵養^{かん}の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	山腹崩壊等により、人命・人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留め等の施設の設置を推進することを基本とします。
快適環境形成機能	住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。 また、快適な環境の保全のための指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
生物多様性保全機能	森林の生態系が適度なく乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される多様な森林がバランスよく配置されていることを目指すこととします。 とりわけ、原生的な森林、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能維持増進を図る森林として保全することとします。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

造林や伐採を当該計画に基づいて実施した場合、計画期末（令和12年度）における森林資源の状態は次のとおりとなります。

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	18, 187 h a	18, 687 h a
	育成複層林	1, 504 h a	2, 104 h a
	天然生林	22, 700 h a	21, 205 h a
森林蓄積		229 m ³ /h a	227 m ³ /h a

注1 育成単層林とは、森林を構成する樹木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。

2 育成複層林とは、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層(※)を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。

3 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ、維持する森林（未立木地を含む）。

※ 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより複数の階層が生じた状態。

2 その他必要な事項

木材価格の低迷等により、経営管理が行われていない森林が顕在化していることから、森林経営計画の作成を推進して集約化と効率的な森林整備を進めるとともに、森林経営管理制度を活用した市町村や民間事業者による森林の経営管理を推進します。また、保安林制度等による適切な森林の整備及び保全を推進することとします。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の樹高程度の林帯を確保するとともに、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を推進するほか、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。

特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとします。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するための伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採方法については、択伐等適確な更新に配慮することとします。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、風雪害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

また、集材に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ現地に適した方法により行うこととします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めることとします。

ア 皆伐

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

イ 択伐

択伐については、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うこととします。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）にすることとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めることとします。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢については、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として森林の有する公益的機能、既往の平均伐期齢及び森林の構成を勘案して定めることとします。

この場合、施業の体系が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定めることとします。

なお、次表の標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

樹 種	ス ギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	広 葉 樹	
					きのこ原木用	その他
林 齢（年）	4 5	4 0	4 0	5 5	2 0	3 0

(3) その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則第 10 条に規定する森林（法令により立木の伐採につき制限がある森林）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的達成に必要な施業を行うこととします。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとします。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。人工造林をすべき対象樹種の選定に当たっては、適地適木を基本とし、地域の自然条件、樹種の特質、種苗の需給動向、新たな施業技術等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することとします。

また、ヒバなどの郷土樹種や広葉樹などの多様な造林を進めるとともに、無花粉苗木や少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木などの花粉の少ない苗木の供給体制の整備等によりその増加に努めることとします。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めることとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るため、自然条件、既往の造林方法等を勘案した適地適木を基本に、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入等に努めることとします。

なお、樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の指針として次のとおり定めることとします。

【人工造林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数】

主 な 樹 種	植栽本数(本/ha)
スギ	1,000(疎) ～ 3,000(中) ～ 3,500(密)
カラマツ	1,500(疎) ～ 3,000(中) ～ 3,500(密)
アカマツ、クロマツ	2,000(疎) ～ 4,000(中) ～ 5,000(密)
ヒバ	1,500(疎) ～ 3,000(中) ～ 3,500(密)
ブナ、ケヤキ、ナラ、クリ	2,000(疎) ～ 3,000(中) ～ 4,000(密)
キリ	300(疎) ～ 450(中) ～ 600(密)

- 注 1 保安林で植栽指定のある場合には、指定された樹種及び本数を植栽することとします。
- 2 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、上層木の立木の樹冠占有面積等を勘案のうえ植栽することとします。
- 3 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員の指導により植栽することとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の持つ公益的機能の維持及び森林資源の早期回復を図るため、次のとおり定めることとします。

(ア) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

人工造林によるものとし、その期間は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

(イ) 皆伐の場合

裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、気候、地形、土壤等の自然条件に応じて人工造林は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

(ウ) 択伐の場合

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内（造林補助事業により択伐を実施した場合は2年以内）とします。また、必要に応じて植込み等を行うこととします。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の規範として定めることとします。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主に天然力活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

更新樹種の中から、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象とする樹種は次のとおりとします。

更新対象樹種は、針葉樹及びブナ・ナラ類、クリ・クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、トチノキ、シナノキ、ハリギリ、アオダモ、カバノキ類、ハンノキ類、ヤマグワ、ヤマナラシ、ミズキ、カシワ等、郷土樹種の広葉樹であって、将来その林分において適確な更新が可能である高木性の樹種とします。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めることとします。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

(ア) 樹種別の期待成立本数

人工造林に準ずるものとし、天然更新すべき立木の本数は、上記アの天然更新対象樹種の期待成立本数（10,000 本/ha）の 3/10 である 3,000 本/ha（立木度 3）とします。

(イ) 天然更新の方法

a 天然下種更新

天然下種更新による場合には、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととします。

(a) 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととします。

(b) 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。

(c) 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。

b ぼう芽更新

ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うこととします。

(ウ) 天然更新の完了確認

天然更新の完了確認は、伐採跡地に標準地を設定し、後継樹の樹高及び成立本数を調査するものとし、具体的な調査方法は「青森県における天然更新完了基準」（平成 21 年 2 月 4 日制定）に基づき、市町村が作成した基準（県の作成した基準を用いることも可）によることとします。

なお、天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において更新を行う際の規範として定めることとします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めることとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した樹種や天然下種更新に必要な母樹又は母樹林の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、病虫獣などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して天然更新が期待できない森林については、植栽により適確な更新を確保することとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新の確保が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めることとします。

(4) その他必要な事項

ア 伐採後の適正な造林の確保

森林の持つ多面的機能の発揮及び将来にわたって資源を循環利用していくためには、着実に森林として更新していくことが必要であり、森林所有者等が提出する「伐採及び伐採後の造林の届出」における造林計画の確実な実行を促進することとします。

また、森林所有者が再造林に意欲的に取り組めるよう、青い森づくり推進機構と連携して、再造林に係る森林所有者の負担軽減に努めることとします。

イ 低コスト造林の推進

施工性に優れたコンテナ苗の活用や伐採、搬出から地拵え、植栽までを効率的に行う一貫作業システムの導入等により造林の低コスト化を積極的に推進することとします。

ウ 種苗供給体制の強化

優良な種苗を確保し、需要に応じた円滑な造林を推進するため、カラマツや花粉症対策スギの採種園、コンテナ苗の生産施設等の整備など、種苗供給体制の強化を図ることとします。

エ 多様な主体による森林づくり活動の推進

企業等の多様な主体の参加を促進し、社会全体での森づくり活動を推進することとします。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐の実施に当たっては、立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、既往の間伐の方法を勘案するとともに、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にできると認められる範囲内で定めることとします。

また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐の規範として定めることとします。

【主な樹種別の間伐の回数、実施時期（林齢）、間伐率等】

樹種	施業体系	地位級	間伐時期（林齢）					伐期目標			備考
			1回	2回	3回	4回	5回	上層樹高	平均直径	材積	
スギ	植栽本数 3,000本 伐期 80年 本数伐採率	3	19 31.0	26 29.8	37 28.5	58 27.6		m 28.1	cm 39.8	m ³ 914.6	1 間伐方法は原則として青森県林分密度管理図を利用するが、他の方法により実施してもよいものとする。 2 *は保育間伐とする。
アカマツ	植栽本数 4,000本 伐期 80年 本数伐採率	3	20 32.4	23 32.0	31 33.0	38 33.6	56 30.3	24.4	39.1	456.2	
カラマツ	植栽本数 3,000本 伐期 80年 本数伐採率	3	*11 41.1	17 38.1	38 34.0			22.7	25.9	322.2	
広葉樹	天然更新 伐期 100年 本数伐採率	2	50 48.2	70 48.2				20.0	26.6	163.9	

注1 上の表の時期にかかわらず、間伐の開始時期は、林冠がうっ閉して林木の競争性が生じ始めた時期を初回とします。

2 下層植生を有する林分構造が維持されるよう、適切な伐採率と伐採間隔で間伐を行うこととします。

3 育成複層林施業にあつては、下層木の成長が確保できる林内照度を保つため、公益的機能の維持に配慮して上層木の伐採を実施するものとし、また、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）にあつては、樹冠の閉塞による林内照度の低下を調整して、公益的機能の維持に配慮した伐採を行うこととします。

4 森林の状況や林道等の搬出施設の整備状況に応じて、高性能林業機械の活用による効率的な実施を図ることとします。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、原則として下刈り、除伐等とし、林木の生育促進及び林分の健全化を図ることとします。

ア 下刈り

目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うこととします。

下刈りに当たっては、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じ、適時適切な作業法により行うこととし、その実施時期及び回数については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

イ 除伐（保育間伐を含む）

除伐は、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るために行うこととします。

除伐に当たっては、森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定めることとします。

【樹種別の保育の標準的な方法】

樹種	種 類	林 齢																					施行回数	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21~25	年数	回数
スギ	下刈り	○	○	○	○	○	△	△	△														5	5
	除 伐												○										1	1
	枝打ち												○							○	△		2	2
	つる切り等																						適 宜	
アカマツ	下刈り	○	○	○	○	○	△																5	5
	除 伐												△										—	—
	つる切り等																						適 宜	
カラマツ	下刈り	○	○	○	○	○	△																5	5
	除 伐									○													1	1
	つる切り等																						適 宜	
ヒバ	下刈り	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△												7	7
	除 伐														○								1	1
	つる切り等																						適 宜	

注 下刈りの○は年1回、△は必要に応じて行うことを基本としますが、森林の状況に応じて適時適切に実施することとします。

(3) その他必要な事項

間伐及び保育を行う際には、林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条の集積などを行うとともに、裸地化による表土の流亡等の防止に努めることとします。

また、間伐については、低コスト施業や集約化を進め、自然の地形を活かした路網整備と高性能林業機械を組み合わせた効率的な低コスト作業システムの導入などにより搬出間伐を促進することとします。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域内における施業の方法は、市町村森林整備計画において当該区域及び施業方法を定める際の規範として定めることとします。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

林の有する公益的機能に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林は、「水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：水源涵養機能維持増進森林）」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：快適環境形成機能維持増進森林）」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：保健文化機能維持増進森林）」を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、重複も含めて設定することとします。

【各機能別の区域の設定基準】

水源の ^{かん} 涵養の機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林で、水源かん養保安林、干害防備保安林等
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林で、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等
快適な環境の形成の機能	日常生活に密接な関わりを持ち生活環境を保全する森林で、風害・水害・干害等の防備保安林等
保健文化機能	史跡、名勝等の所在する森林、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する森林、地域住民の保健・教育的利用等に適した森林、保健保安林、風致保安林、原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林

注 生物多様性保全機能については、伐採や自然のかく乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、原生的な森林や希少な生物が生育・生息する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないものとします。

イ 森林施業の方法に関する指針

(ア) 水源の^{かん}涵養の機能

a 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の規模の縮小や分散をするほか、伐期の長期化を図ることとします。

また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導することとします。

b 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、引き続き育成複層林として維持することを基本とします。

また、特に、機能の発揮が求められる森林の伐採は、適切な伐区の形状・配置とすることとします。

c 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、機能の維持発揮のために継続的な維持管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する

こととします。

なお、伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林を次のとおり定めることとします。

次の条件のいずれかに該当する森林

(a) 地形

- ・ 標高の高い地域
- ・ 傾斜が急峻な地域
- ・ 谷密度の大きい地域
- ・ 起伏量の大きい地域
- ・ 溪床又は河床勾配の急な地域
- ・ 掌状型集水区域

(b) 気象

- ・ 年平均又は季節的降水量の多い地域
- ・ 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域

(c) その他

- ・ 大面積の伐採が行われがちな地域

(イ) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能

a 育成単層林

伐採に伴って発生する裸地の縮小や分散をするとともに、長伐期施業を行うこととします。また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林について、育成複層林に誘導する場合は、択伐による複層林施業を行うこととします。

b 育成複層林

特に機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については、樹下植栽等を実施して複層林施業を行うこととします。

c 天然生林

森林施業の方法は（ア）の c の天然生林と同様とします。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、当該樹種の保残又は後継樹の確保、若しくは植栽を行うこととします。

(2) 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定するものとします。

また、この区域のうち、林班の5割以上が人工林であるなど人工林を中心とした林分構成で、かつ林地生産力が高い森林において、下記全てに該当する区域を、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として設定するものとします。

- ・平均傾斜 30° 未満
- ・林道等までの距離 1,000m 未満
- ・山地災害危険地区（土砂崩壊危険地区、地すべり危険地区）、急傾斜地崩壊危険区域、及び砂防指定地の指定がない

なお、(1)の機能と重複する場合には、公益的機能の発揮に支障がないように努めることとします。

イ 森林施業の方法に関する指針

(ア) 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図ることとします。この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期の伐採を行うとともに、確実な更新を図ることとします。

また、一般用材生産を目標とする場合は、伐採の方法は皆伐、良質材生産の場合は択伐を基本とし、第3の2に示す植栽による確実な更新、同3の保育及び間伐等の実施、同5の路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

なお、急傾斜地やせき悪地等に生育する森林については、間伐又は帯状・群状の択伐により効率的に育成複層林に誘導することとします。

(イ) 育成複層林

森林施業の方法は、(1)のイの(イ)のbの育成複層林と同様とし、一般用材又は良質材の生産を目標とする場合の伐採の方法は択伐とし、適切な伐区の形状・配置等により長伐期施業も導入することとします。

(ウ) 天然生林

天然生林として維持するものとし、一般用材の生産を目標とする場合は、長伐期施業を導入するとともに、伐採の方法は択伐とし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材生産が可能な資源構成となるよう努めることとします。

なお、造林等の施業の方法は、育成単層林又は育成複層林に準じます。

(ア)～(ウ)のほか、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」における人工林の皆伐後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

ただし、アカマツの天然下種更新及びナラ等の広葉樹で萌芽更新が可能な場合を除くこととします。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとします。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進します。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応を踏まえ、優先順位に応じた整備を推進することとします。特に、林道の開設については適切な線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な配置、排水施設の適切な設置等を推進し、既設林道の改築改良については必要に応じて曲線部の拡幅や排水施設の機能強化などの質的向上を図ることとします。

【基幹路網の現状】 (R7.3.31 現在) 単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	81	160.7
うち林業専用道	1	3.0

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

森林施業は、対象森林の植生状況はもとより、当該森林の地形条件、特に、傾斜によりその効率が左右されることから、傾斜区分に応じた作業システム及び路網密度を次の表のとおり定めることとします。

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】 単位 路網密度：m/h a

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系作業システム	110 以上	30～40
中傾斜地 (15°～30°)	車両系作業システム	85 以上	23～34
	架線系作業システム	25 以上	
急傾斜地 (30°～35°)	車両系作業システム	60 以上	16～26
	架線系作業システム	20 以上	
急 峻 地 (35°～)	架線系作業システム	5 以上	5～15

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網整備等推進区域は、林道や公道を幹線として、森林経営計画区域及び当該区域の木材搬出エリアを勘案して、(2)の路網密度及び作業システムに適合するように設定することとします。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

ア 林道

林道の開設等に当たっては、規格・構造については、「林道規程」（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）によることとします。

イ 林業専用道

林業専用道は、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供することから、森林施業のポイントや森林作業道との分岐点等を考慮しながら、地形・地質の安定している箇所を通過するよう選定するとともに、普通自動車（10 トン積程度のトラック）や大型ホイールタイプフォワードの輸送能力に応じたものとします。

また、路網整備にあたっては、「青森県林業専用道作設指針」（平成 23 年 3 月 18 日制定）に則り開設することとします。

ウ 森林作業道

森林作業道は、土工量の縮減を通じた作設経費の抑制を図る観点等から、作業システムに応じた必要最小限の規格とするものとし、地形や地質等の自然条件を勘案し、路線を選定するとともに、林業機械（2 トン積程度のトラックを含む）の走行を想定したものとします。

また、路網整備にあたっては、「青森県森林作業道作設指針」（平成 23 年 5 月 18 日制定）に則り開設することとします。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、現地の地形や地質、土壌、湧水等の状況を十分確認し、土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定して必要最小限の集材路等を計画するものとします。急傾斜地等の地形、地質、土壌等の条件が悪い場所においては架線集材の検討を行い、集材路を作設する場合は、盛土を丸太組で支える等の十分な対策を講ずるものとします。

集材路・土場の作設時には、土砂の流出や転石、伐倒木等の落下が無いよう線形計画、切土・盛土の抑制及び残土の処理、路面保護や排水処理を適切に行うとともに、生物多様性や景観へも配慮するものとします。

また、伐採後の植栽作業を想定して効率的な地拵え等が行えるよう枝条等を整理することとし、天然更新を予定している場合は、萌芽更新や下種更新等の妨げとならないよう枝条等を山積みをするのを避けることとします。

搬出後、枝条や残材を現場に残す場合は溪流沿いや道路脇に積み上げず、置く場所を分散させる等の対策を講ずるものとします。

- イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法**
制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる森林とします。
当計画区では該当ありません。

(6) その他必要な事項

伐採木の集積場として使用する土場については、集材距離や搬出の効率性等を考慮し、適切に配置することとします。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大に関する方針

森林の経営の受委託等により森林経営の規模拡大を図るため、不在村森林所有者を含む森林所有者等への普及・啓発活動を強化し、森林施業の委託を推進するものとし、森林施業や森林の経営の受託等を担う森林組合等林業事業体に対する経営方針の明確化、経営管理・施業の合理化、経営基盤の強化を促進することとします。

また、森林組合等林業事業体に対して、航空レーザ計測等により整備された高度な森林資源情報の提供及び公開並びに助言、あっせん等を行うことで、森林経営の受委託を推進することとします。

イ 森林施業の共同化に関する方針

東青地域流域林業活性化協議会等を活用して、森林所有者等の合意形成、施業実施協定の締結の促進等を行うことにより、共同して行う森林施業の推進体制を整備することとします。

また、森林所有者等からの施業の受託の促進及び森林組合等施業を受託する者による森林施業の共同化を推進することとします。

ウ 国有林との連携

民有林と国有林の連携による路網整備の基盤整備とともに、伐採から植栽、保育、間伐に至る森林整備を推進することとします。

また、路網整備や森林整備における技術交流を促進することとします。

（２）森林経営管理制度の活用に関する方針

森林所有者が自ら経営管理を行えない森林について、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に再委託し、適さない森林については、市町村自らが経営管理を実施する森林経営管理制度について、中心的な役割を担う市町村を支援し、制度の活用に努めることとします。

（３）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、森林組合等の林業事業体における雇用の安定化及び他産業並みの労働条件の確保など雇用管理の改善を推進するとともに、林業への就業希望者を対象に基礎的な知識や技術の習得を支援する「青い森林業アカデミー」の実施のほか、青森県林業労働力確保支援センターによる県内外からの就業相談や、青森県森林組合連合会が行う「緑の雇用事業」を活用した担い手育成のための研修等とも連携を図りながら、キャリア形成を促進することとします。

また、林業事業体の経営方針の明確化、事業量の安定的な確保、合併・協業化等事業の合理化など、事業の合理化を通じた経営体質の強化を支援することとします。

（４）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能林業機械の導入促進

森林施業の効率化、労働強度の軽減、安全作業の確保、環境負荷の低減にも配慮しつつ、非皆伐作業にも対応した高性能林業機械の導入や稼働率の向上を促進することとします。

イ 機械作業システムの目標

地形、経営形態等地域の特性に応じた指向すべき機械作業システムの一般的な目標は次のとおりとします。

地 形	平均集材距離 (路網密度)	機 械 作 業 シ ス テ ム
急傾斜地	～25m (175m/ha～)	(伐木) (木寄せ) (造材) (集材) チェンソー ⇒ グラップル ⇒ プロセッサ ⇒ フォワーダ ハーベスタ+チェンソー ⇒ ハーベスタ ⇒ フォワーダ
	～100m (44m/ha～)	(伐木) (集材) (造材) チェンソー ⇒ スイングヤーダ ⇒ プロセッサ
	～200m (22m/ha～)	(伐木) (集材) (造材) チェンソー ⇒ タワーヤーダ ⇒ プロセッサ
	200m～ (～22m/ha)	(伐木) (集材) (造材) チェンソー ⇒ 集材機 ⇒ プロセッサ
緩傾斜地		(伐木・造材) (集材) ハーベスタ ⇒ フォワーダ

（５）林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

森林所有者等から木材製造業等に至る木材の安定的取引関係の確立のため、地域の特性に応じた原木需給システムを構築するとともに、低コストかつ品質や性能が明確で、需要者のニーズに即した木材製品を安定的に供給できる体制を整備するため、加工機械や乾燥機等の整備を推進することとします。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

（６）その他必要な事項

ＵＩＪターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備を促進し、林業への新規就業と必要な知識・技術の習得等を推進することとします。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たって、森林の土地の保全に留意すべき事項及び所在について、次のとおり定めます。

単位 面積:ha

市町村	地 区	面 積	留意すべき事項	備 考
総 数		11,045		
青 森 市	旧青森市 93～95, 100-2～100-4, 138, 147-2～ 147-5, 153, 154, 165, 166, 172-1, 172-3, 185, 187, 215, 228, 230, 231, 241, 242, 254～256, 260～263, 271, 272, 274～276, 278, 279-2, 284～286, 288～290, 296～304, 322～ 328, 331, 350, 354, 355, 379～384, 396, 398～ 403, 405～407 旧浪岡町 22～27, 31, 44, 47, 52, 56, 61～63, 72～ 100, 105, 106, 120, 121, 123, 133, 136～146, 153～156	5,201	水源涵養、土砂 流出防止等の機 能を維持増進す るため、森林内の 地表や土壌のか く乱及び林床の 破壊の防止を厳 守するものとし て、伐採にあたっ ては、択伐、小区 画皆伐、等高線方 向の交互帯状皆	水かん 4,521 土流 80 土崩 10 干害 33 雪崩 6 防火 10 保健 429 風致 13 砂防 100 急傾斜 8
平 内 町	3, 6～12, 18, 24, 33-2, 47～83, 86, 87-1, 93, 97, 98, 101, 102, 109, 110-1, 110-3, 111-3, 111-4, 112, 117, 123, 138, 140, 146, 149, 150-2, 151, 155, 163, 164	5,087	伐等の適正な施 業が望ましい。	水かん 228 土流 2,776 土崩 4 干害 76 保健 1,914 風致 18 砂防 71 急傾斜 0
今 別 町	4, 8, 10, 12, 15, 16, 19～21, 27～30, 32-1, 32-2	213		水かん 24 土流 141 土崩 6 防風 4 砂防 38
蓬 田 村	該当なし			

単位 面積:ha

市町村	地 区	面 積	留意すべき事項	備 考
外ヶ浜町	旧蟹田町47～49, 51～53, 55, 57, 58, 63, 67～69, 71, 73, 75 旧平舘村33-2, 33-3, 34～38, 40～42, 44～46 旧三厩村2-2, 2-3, 3-1, 3-2	584	水源 ^{かん} 涵養、土砂流出防止等の機能を維持増進するため、森林内の地表や土壌のかく乱及び林床の破壊の防止を厳守するものとして、伐採にあたっては、択伐、小区画皆伐、等高線方向の交互帯状皆伐等の適正な施業が望ましい。	水かん 406 土流 94 土崩 3 防風 28 保健 4 砂防 39 急傾斜 10

注1 制限林の種類名の略字は下記のとおりである。

水かん＝水源かん養保安林 土流＝土砂流出防備保安林 土崩＝土砂崩壊防備保安林
防風＝防風保安林 干害＝干害防備保安林 雪崩＝なだれ防止保安林
防火＝防火保安林 保健＝保健保安林 風致＝風致保安林
砂防＝砂防指定地 急傾斜＝急傾斜地崩壊危険区域

2 備考欄の数字は重複する制限林面積です。

3 森林の所在は、当該林班の全部又は一部が該当するもので、その詳細は森林簿によります。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

当計画区では該当ありません。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

林地の保全に支障を及ぼさないよう森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林や安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。

また、土石の切取り、盛土を行う場合は、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用、森林の現況、土地の形質の変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うとともに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等、適切な措置を講じることとします。特に、再生可能エネルギーの導入拡大により増加している太陽光発電施設の設置に当たっては、

太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことから、開発行為の許可基準（1.0ha、太陽光発電設備の設置に伴う開発行為の場合は0.5haを超える規模で開発行為を行う場合は、青森県知事の許可が必要）の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施などに配慮するよう事業者を指導することとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用します。

2 保安施設に関する事項

（１）保安林の整備に関する方針

地域における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養^{かん}、災害の防備、保健・風致の保存等を目的とした保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

（２）保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区は、水源の涵養^{かん}、土砂の流出防備、飛砂の防備等の保安林の目的を達成するため、森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認められるときに、その事業を行うのに必要な限度において指定することとします。

（３）治山事業の実施に関する方針

近年の大雨等による土砂流出や流木災害の激甚化等、災害の発生形態の変化を勘案しつつ、自然災害から地域住民の生命・財産を守り、県土の保全を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の森林整備や溪間工、山腹工、海岸防災林の整備・保全などを行うこととします。

また、流域治水における「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」として、浸透・保水機能を維持・向上させるための森林整備に取り組むとともに、地域における避難体制の整備など減災に向けた効果的な対策を講じるほか、コスト削減や豊かな環境づくりにも配慮するものとします。

（４）特定保安林の整備に関する方針

指定の目的に即して機能していないと認められる特定保安林のうち、早急な施業を実施する必要がある森林を要整備森林とし、森林の現況等に応じて必要な施業を行うこととします。

（５）その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するには、地元住民の理解・協力が不可欠であることから、保安林制度の一層の普及啓発と浸透に努めるとともに、標識の設置・更新等を適正に行うこととします。

3 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法の方針は、市町村森林整備計画において当該区域及び当該区域内の鳥獣害の防止の方法を定める際の規範として定めることとします。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況を確認できる全国共通のデータ等により、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、被害防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するとともに、県の関係機関の他、国や市町村、森林組合、狩猟関係者、森林所有者等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとします。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域において、防護柵や幼齢木保護具等の対策が、対象鳥獣の被害防止に有効かつ適切に実施されているか確認するため、現地調査や各種会議での情報交換、森林組合や森林所有者等からの情報収集等に努めることとします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

ア 松くい虫被害

現在、本計画区において、松くい虫被害は確認されていませんが、隣接する津軽森林計画区では被害が発生しています。このため、関係機関と連携した計画的な巡視活動等に努めるほか、被害の発生が確認された場合には、速やかに防除活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう、県のホームページ等を利用した普及啓発に努めます。

松くい虫被害の予防対策として、媒介昆虫の活動期におけるマツの伐採は避けることとします。

イ ナラ枯れ被害

本計画区においては、ナラ枯れ被害が拡大しています。このため、県及び市町村がそれぞれ特に公益性が高いナラ類を単木で重点的に保護する「守るべきナラ林」に選定し、継続的に保全していくとともに、更新伐による森林の若返りを図り、被害を受けにくい森林づくりを進めます。

ナラ枯れ被害の予防対策として、媒介昆虫の活動期におけるナラの伐採は避けることとします。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

本計画区において、鳥獣による大きな森林被害は確認されていませんが、近隣県で被害が報告されているニホンジカを目撃情報が、本計画区でも増加していることから、国や市町村、森林組合、狩猟関係者、森林所有者等と連携し、目撃情報の収集に努め、適切に対応することとします。

一方で、野生鳥獣との共存にも配慮し、実の成る広葉樹を育成した針広混交林等の多様な森林の維持造成を図ることとします。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、計画的な巡視活動に加えて、山火事防止パレードや県のホームページを利用した山火事防止の啓発活動を進めます。

また、森林所有者等が、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従う必要があることから、普及啓発に努めることとします。

第5 保健機能森林の整備に関する事項

森林の有する保健機能を高度に発揮させるため、森林の施業及び森林の利活用に供する施設の整備を一体的かつ計画的に推進することとします。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の区域の設定にあたっては、次の要件をすべて満たしている森林を対象とすることとします。

なお、区域の基準は、市町村森林整備計画において保健機能森林の区域を定める際の規範として定めることとします。

- (1) 湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林
- (2) 地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林施業と施設とを一体的かつ計画的に整備し、森林資源の総合利用を促進することが適当である森林
- (3) 森林施業の担い手が存在し、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林施業が可能である森林

2 保健機能森林区域内の施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の他、水源の涵養及び^{かん}県土保全等の機能の増進を補完する役割があることから、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施することとします。

なお、施業の方法に関する指針は、市町村森林整備計画において保健機能森林の区域内の施業を行う際の規範として定めることとします。

3 保健機能森林区域内における森林保健施設の整備の指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこととします。また、施設の設置等に当たっては、森林の有する諸機能に著しい支障を与えないよう配慮することとします。併せて、市町村森林整備計画において、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高。）を定めることとします。

なお、保健施設の整備の指針は、市町村森林整備計画において行う際の規範として定めることとします。

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の交通安全等の確保に留意することとします。

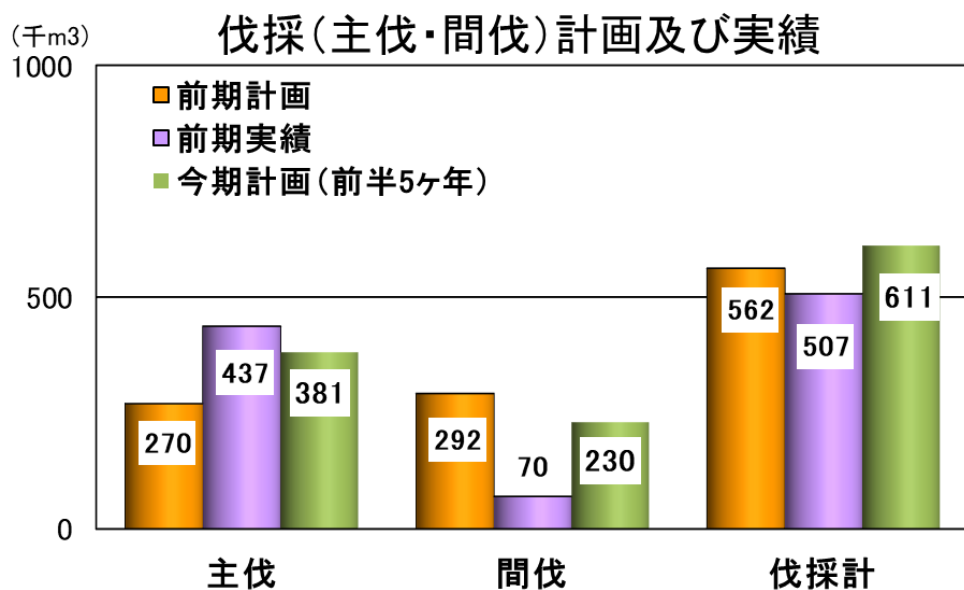
なお、保健機能森林の設定、整備等に当たっては、当該森林により確保されてきた自然環境の保全や国土の保全に適切な配慮を行うこととします。

第6 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	1,175	915	260	784	524	260	391	391	—
前半5ヶ年の計画量	611	459	152	381	229	152	230	230	—



(今期計画の考え方)

今期計画では、森林資源が利用期を迎えていることや、隣接する計画区における大型木材加工施設の拡張や木質バイオマス発電等による木材需要増などから、主伐、間伐併せた伐採量を前期計画と比較し、9%増としています。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	6,775
前半5ヶ年の計画量	3,988

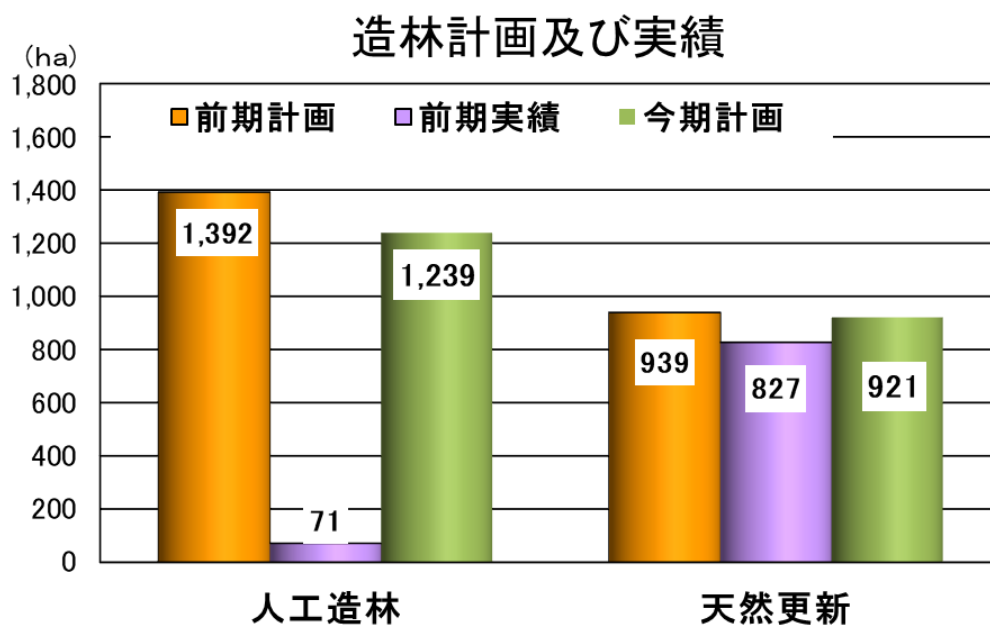
(今期計画の考え方)

今期計画は、上記伐採立木材積(間伐)をヘクタール当たりの平均伐採材積量(間伐)で除した値としています。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	2,456	1,506
前半5ヶ年の計画量	1,239	921



(今期計画の考え方)

今期計画は、実績を考慮し、前期計画に比較し、人工造林においては11%減、天然更新においては同水準としています。

4 林道の開設又は拡張に関する計画

[開設]

単位 延長km、面積:ha

開設 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図番号	備考
開 設	自動車道		青森市	小 畑 沢	4.0	78		1	後期
			〃	三本木台	3.6	132		2	後期
			〃	鷹 岩	2.0	58		3	後期
		林業専用道	〃	鶴ヶ坂1号	1.5	38	○	4	前期
		林業専用道	〃	鶴ヶ坂2号	2.1	58	○	5	前期
			〃	梨の木築木館	2.0	164		6	後期
			〃	西 東 岳	2.9	121		7	後期
			〃	二 股	4.0	138		8	後期
			〃	横 倉 沢	1.1	80		9	後期
			〃	四 ッ 石	1.5	28		10	後期
		林業専用道	〃	左 堰 2 号	2.0	35		11	後期
			〃	入 内	10.0	358	○	12	前期
		林業専用道	〃	都 谷 森	5.0	68	○	13	前期
			小 計	13路線	41.7	1,356	4箇所		
開 設	自動車道	林業専用道	平内町	無 沢	4.0	110	○	14	前期
		林業専用道	〃	角 頭	3.0	85	○	15	前期
			〃	佐渡ヶ沢	3.0	120		16	後期
		林業専用道	〃	白 砂	7.0	164		17	後期
			〃	藤 沢	3.5	60		18	後期
		林業専用道	〃	平 畑	2.2	100		19	後期
		指定林道	〃	茂浦野内畑	7.1	408	○	20	前期
			小 計	7路線	29.8	1,047	3箇所		
開 設	自動車道		外ヶ浜町	南股沢磯山	5.0	125		21	後期
			〃	才 ノ 神	3.0	70		22	後期
			〃	最 上	0.8	36	○	23	前期
			〃	燈 台	2.5	78		24	後期
			〃	寺 ノ 沢	1.7	60		25	後期
			〃	弥 蔵 釜	0.8	25	○	26	前期
			〃	大 平	2.3	38	○	27	前期
		指定林道	〃	中師石浜	2.5	70	○	28	前期
			小 計	8路線	18.6	502	4箇所		
開設計				28路線	90.1	2,905	11箇所		
開設 (改築)	自動車道		青森市	鶴ヶ坂	1.5	522	○	29	前期
			小 計	1路線	1.5	522	1箇所		
開設 (改築)	自動車道		平内町	口 広 沢	2.3	102		30	後期
		指定林道	〃	茂浦野内畑	7.1	408	○	31	前期
			小 計	2路線	9.4	510	1箇所		
開設 (改築)	自動車道		外ヶ浜町	野 田	3.0	140	○	32	前期
			小 計	1路線	3.0	140	1箇所		
開設 (改築)	自動車道		今別町	東沢丸山	2.1	1,296	○	33	前期
			小 計	1路線	2.1	1,296	1箇所		
開設(改築)計				5路線	16.0	2,468	4箇所		

[拡張(改良)]

単位 延長:km、面積:ha

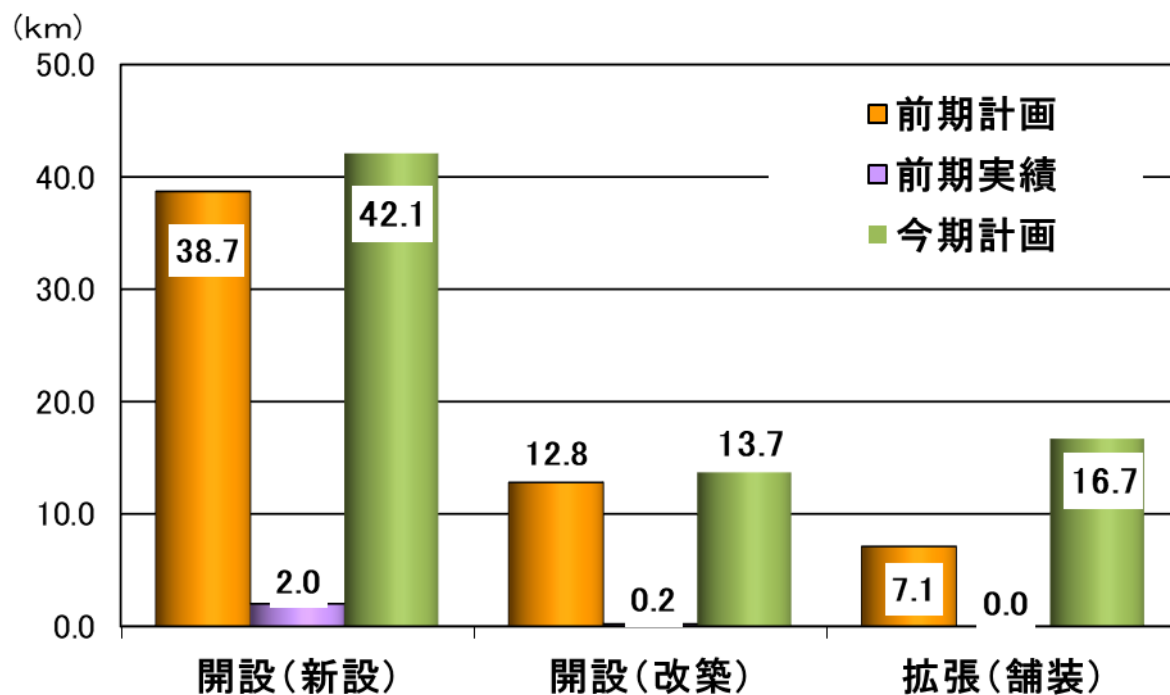
開設 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図番号	備考
拡張(改良)	自動車道		青森市	飛 鳥 沢	3	282		1	後期
			〃	飛鳥沢2号	2	119		2	後期
			〃	大 峰	1	56		3	後期
			〃	鯨 沢	1	252	○	4	前期
			〃	長 防 沢	2	70	○	5	前期
			〃	入 内	1	43		6	後期
			〃	水 ケ 沢	5	1,025		7	後期
			〃	第3水ヶ沢	4	228	○	8	前期
			〃	栴形	1	273		9	後期
			〃	鶴ヶ坂	3	522	○	10	前期
			〃	入内	1	511	○	11	前期
			〃	清水	1	41		12	後期
			〃	合子沢	1	252	○	13	前期
			小 計	13路線	26	3,674	6箇所		
拡張(改良)	自動車道		平内町	板 割 沢	1	367	○	14	前期
			〃	清水目板割	3	42		15	後期
			〃	掘 差	2	397	○	16	前期
			〃	茂浦野内畑	1	408		17	後期
			〃	西の沢	1	181	○	18	前期
			小 計	5路線	8	1,395	3箇所		
拡張(改良)	自動車道		外ヶ浜町	太郎右エ門沢	2	44	○	19	前期
			〃	田 ノ 沢	1	57		20	後期
			〃	中師石浜	1	70		21	後期
			小 計	3路線	4	171	1箇所		
拡張(改良)	自動車道	林業専用道	今別町	西田浜名	1	92		22	後期
			小 計	1路線	1	92			
拡張(改良)計				22路線	39	5,332	10箇所		

[拡張(舗装)]

単位 延長:km、面積:ha

開設 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図番号	備考
拡張(舗装)	自動車道		青森市	浅 虫	1.0	54		1	後期
			〃	鶴ヶ坂	1.3	522	○	2	前期
			〃	水ヶ沢	1.0	1,025	○	3	前期
			小 計	3路線	3.3	1,601	2箇所		
拡張(舗装)	自動車道		平内町	板 割 沢	4.8	367	○	4	前期
			〃	清水目板割	1.4	42		5	後期
		指定林道	〃	茂浦野内畑	7.1	408	○	6	前期
			小 計	3路線	13.3	817	2箇所		
拡張(舗装)	自動車道	指定林道	外ヶ浜町	中師石浜	2.5	70	○	7	前期
			小 計	1路線	2.5	70	1箇所		
拡張(舗装)計				7路線	19.1	2,488	5箇所		

※ 区分欄の空白は、「林道」です。



(今期計画の考え方)

今期計画は、林道整備を取り巻く環境が厳しい状況を考慮しつつも、森林施業の集約化や森林の適正な管理を進める上での必要性を鑑み、前期計画と比較し、開設（新設）においては9%増、開設（改築）においては7%増、拡張（舗装）においては135%増を計画しています。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

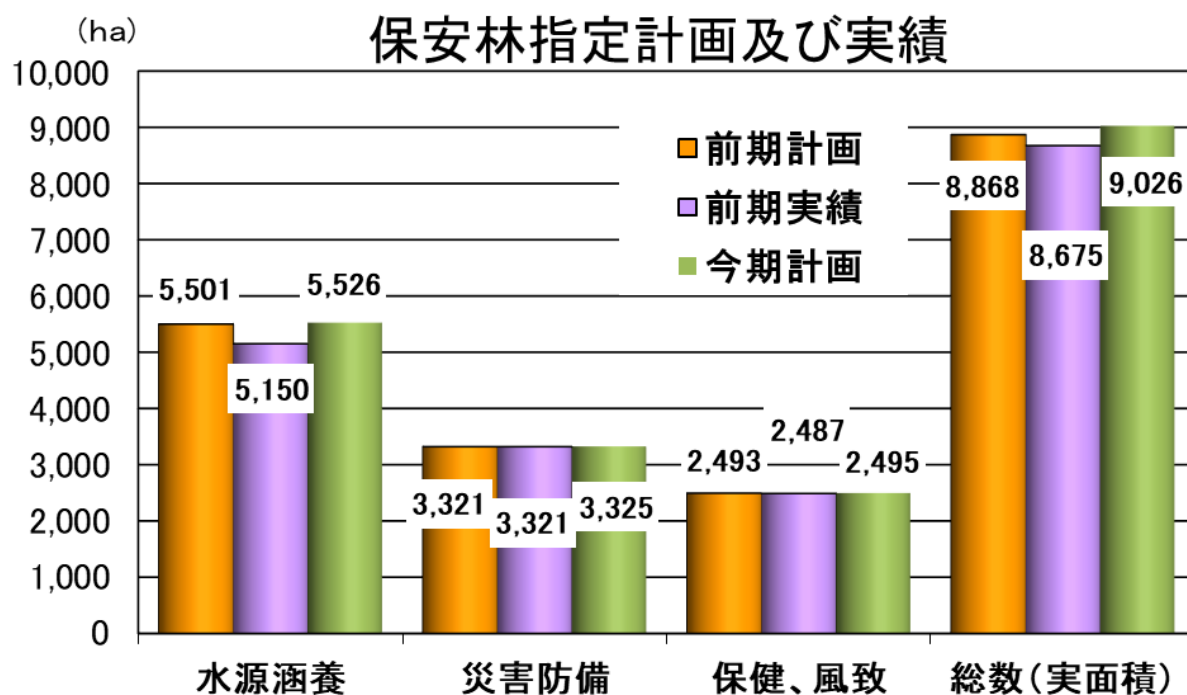
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積:ha

保安林の種類	面積	前半5か年の計画	備考
		面積	
総数(実面積)	9,311	9,026	
水源涵養のための保安林	5,791	5,526	
災害防備のための保安林	3,335	3,325	
保健、風致の保存等のための保安林	2,500	2,495	

※ 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない場合があります。



(今期計画の考え方)

今期計画は、総数（実面積）において前期計画と同水準とし、引き続き保安林の指定を着実に推進し、森林の保全を確保します。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年 の計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域				
指定	水源かん養保安林	青森市	前田山	61	35	水源の涵養	
			平岡	48	28		
			駒田	25	14		
			野沢	28	17		
			川部	34	20		
			山吹	14	8		
			猿倉	68	40		
			山崎	32	19		
			深沢	122	72		
			目倉石	10	6		
			細野	35	21		
			大沢	34	20		
			小計	511	300		
		外ヶ浜町	谷田	21	12		
			紅葉坂	4	2		
			小計	25	14		
		今別町	安兵衛川	27	16		
			馬流	34	20		
			佐六助	13	8		
			山崎	19	11		
			村下	12	7		
			小計	105	62		
		計		641	376		
指定	土砂流出防備保安林	青森市	大川目	4	1	土砂の流出の防備	
			小計	4	1		
		平内町	茂浦	3	1		
			脇ノ沢	4	1		
			枕木	2	1		
			小計	9	3		
		外ヶ浜町	今津間沢	1	0		
			小計	1	0		
		計		14	4		
指定	保健保安林	青森市	合子沢	13	8	公衆の保健	
			小計	13	8		
		計		13	8		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源 ^{かん} 涵養のための保安林	—	—	514	514	514
災害防備のための保安林	—	—	141	141	141
保健、風致の保存等のための 保安林	—	—	2253	2253	2253
計	—	—	2,908	2,908	2,908

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
当計画区では該当ありません。

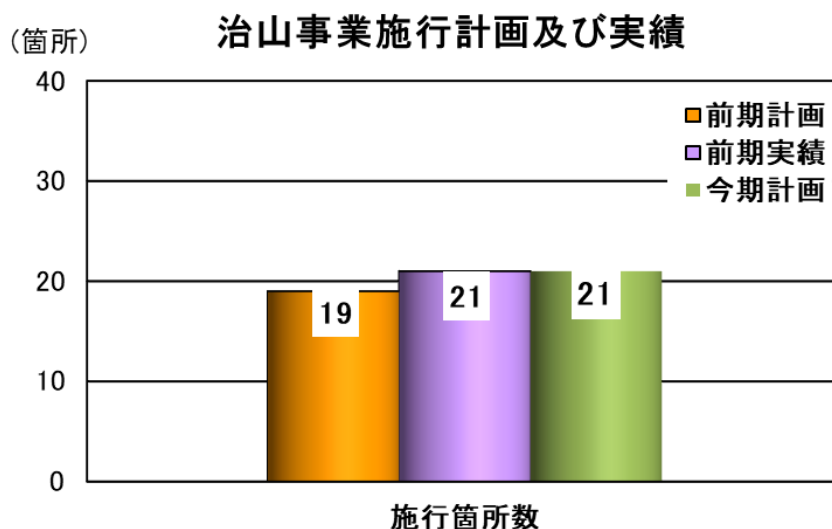
(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5ヵ年の 計画地区数		
青森市		2		山腹工	
青森市	野沢	2	1	山腹工、溪間工	
青森市	浪岡	2	1	溪間工、本数調整伐	
青森市	入内	1	1	施設管理	
青森市	王余魚沢	2	1	施設管理、本数調整伐	
青森市	鶴ヶ坂山	5	3	山腹工、溪間工、本数調整伐	
小計		14	7		
平内町	狩場沢	6	3	本数調整伐	
平内町	外童子	4	3	溪間工、山腹工、施設管理、本数調整伐	
平内町	内童子	4	2	溪間工、山腹工、本数調整伐	
小計		14	8		
今別町		2	1	山腹工	
小計		2	1		
外ヶ浜町	三厩	2	2	山腹工	
外ヶ浜町	平館	3	2	施設管理、溪間工、本数調整伐	
外ヶ浜町	蟹田	1	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
小計		6	5		
前期計画小計		21	21		
後期計画小計		15			
合計		36			

注1 治山事業施行地区数は実施箇所を林班単位で取りまとめた数量です。

2 期間の前期(令和8～12年度)計画は該当する地名を記載し、後期(13～17年度)計画は市町村名のみを記載しています。



(今期計画の考え方)

今期計画は、森林の維持造成を通じた県土の保全等を引き続き進めていくことが必要であることから、前計画と同程度としています。

6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期

当計画区では該当ありません。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令により制限を受けている森林の施業方法及び当該森林の所在は次のとおりです。

【保安林】

事項	基 準
1 伐 採 の 方 法	(1) 主伐に係るもの ア 水源の涵養、風害、干害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として伐採種の指定をしない。 イ 土砂の流出、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、潮害、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として択伐による。 ウ なだれ及び落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として伐採を禁止する。 エ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として法第10条の5第2項第2号の標準伐期齢以上のものとする。 (2) 間伐に係るもの ア 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 イ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、伐採を原則として禁止する。
2 伐 採 の 限 度	(1) 主伐に係るもの ア 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が法第10条の5第2項第2号の標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 イ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ウ 風害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分が法第10条の5第2項第2号の標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。 エ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 (2) 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠粗密度が10分の8を下ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

3 植 栽	(1) 方法に係るもの 満1年以上の苗（当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を含む。）を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 (2) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 (3) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。
-------------	--

【自然公園】

区 分	施 業 方 法
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第一種特別地域	(1) 第一種特別地域内の森林は禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない限り単木択伐を行うことができる。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢（本計画Ⅱの第3の(2)に規定する標準伐期齢をいう。）に見合う年齢に10年以上を加えるものとする。 イ 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第二種特別地域	(1) 第二種特別地域内の森林の施業は、択伐法によるものとする。 ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 (2) 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 (5) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めるものとする。 (6) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ア 1伐区の面積は2ha以内とする。 ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第三種特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

【法令により施業について制限を受けている森林の所在及び施業方法】

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	青森市	旧青森市 100-2~100-4, 147-2~147-5 (保健) 153, 154, 165, 166, 172-1, 185, 241, 242 (砂防) 260~263, 274~276, 278, 279-2, 285, 286 (国立二) 288~290, 296~304, 322~327, 381~384 (国立三) 398~400, 403, 405~407 (国立普通) 旧浪岡町 22~27, 44, 61, 62, 72~100, 120, (県立二) 121, 136~146, 156 (鳥獣保護)	4, 520. 84 (388. 51) (34. 41) (13. 95) (1. 67) (26. 99) (43. 74) (191. 81)	本計画書Ⅱの第7の1の【保安林】の表による。		
	平内町	18, 48, 49, 138, 140, 155	227. 73			
	今別町	16	23. 93			
	外ヶ浜町 (砂防) (県保全)	旧蟹田町 58 旧平館村 35~38, 40~42, 45	406. 21 (2. 27) (20. 33)			
	合計 (保健) (砂防) (国立二) (国立三) (国立普通) (県立二) (鳥獣保護) (県保全)		5, 178. 71 (388. 51) (36. 68) (13. 95) (1. 67) (26. 99) (43. 74) (191. 81) (20. 33)			
	青森市	旧青森市 228, 230, 241, 284 旧浪岡町 56, 133, 154	80. 08			
土砂流出防備保安林	平内町 (保健) (砂防) (県立普通)	6~12, 33-2, 47, 49~83, 86, 93, 97, 109, 110, 112, 117	2, 776. 20 (1, 812. 18) (31. 54) (0. 17)			
	今別町 (国定三) (国定普通)	15, 16, 27, 29	141. 13 (0. 30) (0. 88)			
	外ヶ浜町 (保健)	旧蟹田町 48, 49, 63 旧平館村 33-2, 33-3, 42, 46 旧三厩村 2-2	93. 79 (4. 31)			
	合計 (保健) (砂防) (国定三) (国定普通) (県立普通)		3, 091. 20 (1, 816. 49) (31. 54) (0. 30) (0. 88) (0. 17)			
	青森市	旧青森市 230 旧浪岡町 53, 63, 153	10. 35			
土砂崩壊防備保安林	平内町 (県立普通)	123, 150-2, 163	3. 77 (0. 43)			
	今別町 (国定普通)	4, 8, 28	6. 04 (1. 73)			
	外ヶ浜町 (国定三) (国定普通)	旧平館村 33-2 旧三厩村 2-3, 3-1	3. 32 (1. 40) (1. 36)			
	合計 (国定三) (国定普通) (県立普通)		23. 48 (1. 40) (3. 09) (0. 43)			
	青森市	旧青森市 230 旧浪岡町 53, 63, 153	10. 35			

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施 業 方 法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
防風保安林	今別町	19	3.92	本計画書Ⅱの第7の1の【保安林】の表による。		
	外ヶ浜町 (国定二)	旧蟹田町 49, 51~53, 55, 57, 67~69, 71, 73, 75 旧平館村 34	27.79 (6.12)			
	合計 (国定二)		31.71 (6.12)			
干害防備保安林	青森市 (保健)	旧青森市 172-3	32.55 (32.55)			
	平内町 (保健)	3	75.86 (75.86)			
	合計 (保健)		108.41 (108.41)			
雪崩防止保安林	青森市	旧青森市 215 旧浪岡町 123	5.86			
	合計		5.86			
防火保安林	青森市	旧浪岡町 105, 106, 154, 155	10.13			
	合計		10.13			
保健保安林	青森市 (水かん) (干害) (鳥獣)	旧青森市 172-3, 298, 299, 381, 384, 405~407 旧浪岡町 24~26	428.65 (388.51) (32.55) (191.97)			
	平内町 (土流) (干害) (砂防)	3, 51~80, 87-1	1,913.84 (1,812.18) (75.86) (31.54)			
	外ヶ浜町 (土流)	旧蟹田町 49	4.31 (4.31)			
	合計 (水かん) (土流) (干害) (砂防) (鳥獣)		2,346.80 (388.51) (1,816.49) (108.41) (31.54) (191.97)			
風致保安林	青森市	旧青森市 407	13.22			
	平内町 (県立二)	146, 149	18.25 (18.25)			
	合計 (県立二)		31.47 (18.25)			

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施 業 方 法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
砂防指定地	青森市 (水かん)	旧青森市 93~95, 187, 230, 231, 254~256, 271, 272, 324~328, 331, 350, 354, 355, 379, 380, 382, 383, 400~402 旧浪岡町 31, 133, 138, 144	100.00 (34.41)	青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例による。		
	平内町 (土流) (保健) (県立普通)	24, 52, 69, 70, 75, 77, 79, 83, 97, 98, 101, 102, 109, 110-3, 111-3, 111-4, 123, 164	70.93 (31.54) (31.54) (0.37)			
	今別町 (国定三) (国定普通)	8, 10, 12, 19~21, 30, 32-1, 32-2	36.62 (1.44) (0.07)			
	外ヶ浜町 (水かん) (国定普通)	旧蟹田町 48 旧平館村 33-2, 40~42, 44~46 旧三厩村 2-2, 3-2	39.24 (2.27) (0.98)			
	合計 (水かん) (土流) (保健) (国定三) (国定普通) (県立普通)		246.79 (36.68) (31.54) (31.54) (1.44) (1.05) (0.37)			
国立公園特別保護地区	青森市 (鳥獣)	旧青森市 265, 266	164.62 (164.62)	本計画書Ⅱの第7の1の【自然公園】の表による。		
	合計 (鳥獣)		164.62 (164.62)			
国立公園第1種特別地区	青森市 (鳥獣)	旧青森市 262, 264	132.40 (82.88)			
	合計 (鳥獣)		132.40 (82.88)			
国立公園第2種特別地区	青森市 (水かん)	旧青森市 260, 262, 263, 290, 304~311, 315, 321-3, 322	354.07 (13.95)			
	合計 (水かん)		354.07 (13.95)			
国立公園第3種特別地区	青森市 (水かん)	旧青森市 262, 263, 290	89.61 (1.67)			
	合計 (水かん)		89.61 (1.67)			

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施 業 方 法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
国立公園普通地域	青森市 (水かん)	旧青森市 260, 305, 312~314, 316~321-3	716.27 (26.99)	本計画書Ⅱの第7の1の【自然公園】の表による。		
	合計 (水かん)		716.27 (26.99)			
特定公園第2種	外ヶ浜町 (防風)	旧平舘村 34	6.43 (6.12)			
	合計 (防風)		6.43 (6.12)			
国立公園第3種特別地域	今別町 (土流) (砂防)	25, 26, 29~32-2	40.38 (0.30) (1.44)			
	外ヶ浜町 (土崩)	旧平舘村 33-1, 33-2	25.11 (1.40)			
	合計 (土流) (土崩) (砂防)		65.49 (0.30) (1.40) (1.44)			
	今別町 (土流) (土崩) (砂防)	27~32-2	26.10 (0.88) (1.73) (0.07)			
国立公園普通地域	外ヶ浜町 (土崩) (砂防)	旧平舘村 33-2, 33-3	7.36 (1.36) (0.98)			
	合計 (土流) (土崩) (砂防)		33.46 (0.88) (3.09) (1.05)			
	青森市 (水かん) (保健)	405~407	45.12 (43.99) (10.71)			
	平内町 (風致)	146, 149	34.91 (18.25)			
県立自然公園第2種特別地域	合計 (水かん) (保健) (風致)		80.03 (43.99) (10.71) (18.25)			
県立自然公園第3種特別地域	平内町	116, 146, 148~150-3, 158	120.80			
	合計		120.80			

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
県立自然公園普通地域	平内町 (土流) (土崩) (砂防)	39, 91, 111-3, 111-4, 114~118, 121~125, 146, 147, 149~151, 156~160, 163	1, 106. 44 (0. 17) (0. 43) (0. 37)	本計画書Ⅱの第7の1の【自然公園】の表による。		
	合計 (土流) (土崩) (砂防)		1, 106. 44 (0. 17) (0. 43) (0. 37)			
県自然環境保全地域	外ヶ浜町 (水かん)	旧平館村 41	20. 33 (20. 33)	青森県自然環境保全条例による。 (兼種につき、保安林の施業方法による。)		
	合計 (水かん)		20. 33 (20. 33)			
鳥獣保護区特別保護地区	青森市 (水かん) (保健) (国定特別) (国定一)	旧青森市 264~266 旧浪岡町 24~26	444. 07 (191. 81) (191. 97) (164. 72) (82. 88)	兼種につき、保安林又は自然公園の施業方法による。		
	合計 (水かん) (保健) (国定特別) (国定一)		444. 07 (191. 81) (191. 97) (164. 72) (82. 88)			
急傾斜地崩壊危険地区	青森市	旧青森市 138, 396 旧浪岡町 47, 52, 123	7. 59	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による。		
	平内町	151	0. 27			
	外ヶ浜町	旧蟹田町 47, 48, 75 旧平館村 46	9. 60			
	合計		17. 46			

※ 箇所別細部は、森林簿によります。

2 その他必要な事項

(1) 制限林以外の森林の整備・保全に関する事項

林地開発許可制度の適正な実施、当該制度の一層の浸透により森林の残置及び造成の確保を図り、森林の有する公益的機能の維持発揮のための森林の整備及び保全を確保します。

(2) 公有林の整備に関する事項

県民環境林や市町村有林など地域の模範となる公有林の整備を適時適切に推進することとします。

(附)参考資料

1 森林計画区の概況

(1)市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積:ha、比率:%

区 分	区域面積①	森 林 面 積			森林比率 $\frac{②}{①} \times 100$
		総 数 ②	国 有 林	民 有 林	
総 数	147,811	111,350	67,539	43,811	75.3
市町村別内訳	青 森 市	82,461	56,954	30,726	69.1
	平 内 町	21,709	17,031	4,437	78.5
	今 別 町	12,527	10,777	9,207	86.0
	蓬 田 村	8,084	6,115	5,056	75.6
	外 ヶ 浜 町	23,030	20,472	18,112	88.9

注1 区域面積は、国土地理院(令和7年1月1日現在)

2 国有林面積は、林野庁所管面積(ただし、官行造林の「計画外地」を除きます。)

3 民有林面積は、森林法第5条で対象とする面積です。

4 単位未満を四捨五入としているため、総数と内訳の合計は一致しない場合があります。

(2) 地況

ア 気 候

観測地	気 温 (°C)			年 間 降水量 (mm)	最 高 積雪量 (cm)	平均風速 (m/s)	備考
	最高	最低	年平均				
青森	15.1	7.3	10.9	1,400.7	106	3.7	
今別	13.7	6.8	10.2	1,654.5	85	1.5	
蟹田	13.6	5.9	9.8	1,449.9	－	3.2	

注) 1 気象庁アメダスデータ

2 1995～2024年までの平年値

イ 地 勢

本森林計画区は、奥羽山脈の北側の八甲田山岳地帯、西部の津軽半島及び東部丘陵地帯に大別され、この両地域では著しく相違しています。

南部から東部の山岳地帯は、八甲田山系の大岳(1,585m)、高田大岳(1,552m)等が連なっています。

主な河川は、陸奥湾に注ぐ堤川、駒込川、清水川となっています。

ウ 地質、土壌

本計画区の地質は、津軽半島が泥岩、安山岩、シルト質砂岩等、青森地域は浮石堆積物、安山岩溶岩、溶結凝灰岩等で構成されており、東郡平内地区では夏泊半島に泥岩が広範囲に分布し、山岳地には緑色凝灰岩及び安山岩質集塊岩が分布しています。

土壌は、褐色森林土が大部分を占めますが、青森市の丘陵部には黒色土が分布しています。

(3) 土地利用の現況

単位 面積:ha

区 分		総 数	森 林	農 地			そ の 他
				総 数	う ち 田	う ち 畑	
総 数		147,811	111,350	12,214	8,213	4,004	24,247
市町村別内訳	青 森 市	82,461	56,954	8,300	5,150	3,150	17,207
	平 内 町	21,709	17,031	1,460	1,100	361	3,218
	今 別 町	12,527	10,777	546	334	212	1,204
	蓬 田 村	8,084	6,115	1,150	1,030	122	819
	外ヶ浜町	23,030	20,472	758	599	159	1,800

注1 区域面積は、国土地理院(令和7年7月1日現在)

2 農地面積は、令和6年産作物統計

(4) 産業別生産額

単位:百万円

区 分		市町村内 総生産	第1次 産 業				第2次産業	第3次産業
			総 額	農 業	林 業	水 産 業		
総 数		1,036,822	17,625	7,415	710	9,500	111,684	928,477
市町村別内訳	青 森 市	982,466	7,950	5,612	427	1,911	101,911	892,469
	平 内 町	28,157	5,852	344	199	5,309	5,235	17,639
	今 別 町	4,997	164	82	25	57	1,103	3,832
	蓬 田 村	6,771	1,900	1,225	17	658	1,129	3,879
	外ヶ浜町	14,431	1,759	152	42	1,565	2,306	10,658

注1 県統計分析課「市町村民経済計算」(令和4年度)

2 市町村内総生産は帰属利子控除後であるため、各産業別純生産額の総和より過少となります。

(5) 産業別就業者数

単位 人数:人

区 分		合 計	第1次産業				第2次産業	第3次産業
			総 数	農 業	林 業	漁 業		
総 数		139,231	6,101	3,497	271	2,333	20,815	112,307
市町村別内訳	青 森 市	129,400	3,599	2,904	192	503	18,776	107,018
	平 内 町	5,266	1,444	198	41	1,205	1,045	2,776
	今 別 町	955	143	61	8	74	247	565
	蓬 田 村	1,239	367	229	4	134	253	619
	外ヶ浜町	2,371	548	105	26	417	494	1,329

注1 総理府「国勢調査報告」(令和2年度)

第2次産業 = 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

第3次産業 = 電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、公務(他に分類されるものを除く)

2 合計には「分類不能の産業」を含むため、内訳を合計しても総計には一致しません。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分		総数	1 齢級	2 齢級	3 齢級	4 齢級	5 齢級	6 齢級	7 齢級	8 齢級	9 齢級	10 齢級	11 齢級	12 齢級	13 齢級	14 齢級	15 齢級	16 齢級	17 齢級	18 齢級	19 齢級	20 齢級	21 齢級
総数	面積	43,811	589	609	1,380	506	610	924	1,275	1,514	2,272	2,310	3,475	4,015	5,542	5,771	5,226	2,975	1,598	607	408	555	782
	材積	9,817	-	6	33	19	46	119	263	342	629	698	1,064	1,183	1,427	1,315	1,141	641	373	170	93	107	149
総数	面積	42,943	589	609	1,380	506	610	924	1,275	1,514	2,272	2,310	3,475	4,015	5,542	5,771	5,226	2,975	1,598	607	408	555	782
	材積	9,817	-	6	33	19	46	119	263	342	629	698	1,064	1,183	1,427	1,315	1,141	641	373	170	93	107	149
針	面積	23,162	44	73	229	270	328	562	1,017	1,010	1,848	2,003	2,723	2,877	3,102	2,474	1,961	1,032	694	371	177	149	217
	材積	7,318	-	-	3	8	26	86	237	286	578	658	958	1,017	1,071	832	659	354	239	136	59	47	66
広	面積	19,781	545	536	1,150	236	282	361	257	504	424	307	752	1,138	2,441	3,297	3,265	1,943	904	235	231	406	565
	材積	2,498	-	6	30	12	20	33	26	56	51	40	106	166	356	483	287	133	35	34	60	83	84
総数	面積	19,689	24	84	234	276	330	578	1,032	1,009	1,839	1,983	2,633	2,623	2,581	1,754	1,184	639	394	291	89	47	64
	材積	6,386	-	0	3	8	26	88	238	285	573	653	936	955	939	639	453	247	158	113	35	17	20
総数	面積	19,427	24	73	226	269	328	562	1,015	1,005	1,806	1,974	2,626	2,620	2,561	1,709	1,164	607	391	284	89	45	49
	材積	6,354	-	-	3	7	26	86	237	285	569	652	935	955	936	632	450	242	157	112	35	17	18
針	面積	262	0	12	8	7	2	15	17	4	33	33	9	7	4	19	45	20	32	3	7	0	3
	材積	32	-	0	0	0	0	1	2	0	4	1	1	1	3	7	3	5	0	1	0	0	2
広	面積	18,186	24	56	73	98	193	432	907	972	1,772	1,923	2,519	2,539	2,490	1,637	1,128	592	380	281	86	45	40
	材積	6,135	-	0	3	5	22	81	220	275	552	633	895	924	912	610	437	237	153	109	34	17	15
総数	面積	18,103	24	56	72	91	192	427	902	971	1,739	1,916	2,513	2,537	2,487	1,632	1,127	592	380	275	86	43	40
	材積	6,125	-	-	3	5	22	80	220	275	548	632	894	924	911	609	437	237	153	108	34	16	15
針	面積	84	-	0	0	7	1	4	5	1	33	33	7	6	3	5	0	-	-	6	-	3	-
	材積	10	-	0	0	0	0	0	1	0	4	1	1	1	0	0	1	0	-	1	-	0	-
広	面積	1,503	0	29	161	179	137	146	125	37	67	60	114	84	91	117	56	46	14	10	4	2	24
	材積	250	-	0	0	2	4	7	18	10	21	19	41	31	27	29	15	10	4	3	1	1	5
総数	面積	1,324	-	17	154	178	135	135	113	33	67	58	113	83	74	78	37	14	11	78	9	4	2
	材積	228	-	-	-	2	4	6	17	10	21	19	41	31	25	24	13	5	4	3	1	1	3
針	面積	179	0	11	7	1	2	11	11	4	0	2	1	2	17	39	20	32	3	1	0	-	15
	材積	25	-	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	6	3	5	0	0	0	-	2
広	面積	23,253	565	525	1,146	230	280	346	243	505	433	327	841	1,392	2,962	4,017	4,042	2,337	1,204	315	318	508	718
	材積	3,431	-	6	30	12	20	31	24	56	56	45	127	227	489	676	688	394	215	58	58	89	129
総数	面積	3,735	20	-	3	1	0	-	2	6	42	29	97	257	540	765	797	425	303	87	87	105	168
	材積	965	-	-	0	0	0	-	0	1	8	6	22	62	135	199	209	112	82	24	24	30	48
針	面積	19,518	545	525	1,142	229	279	346	241	500	391	298	745	1,135	2,421	3,253	3,245	1,912	901	228	231	403	550
	材積	2,466	-	6	30	12	20	31	24	55	47	39	105	166	353	477	479	282	133	34	34	59	81
総数	面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	材積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
針	面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	材積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広	面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	材積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総数	面積	557	-	0	-	-	-	6	5	1	4	2	29	88	63	67	60	59	84	24	20	22	24
	材積	110	-	0	-	-	-	1	0	0	1	0	4	14	10	12	11	11	21	6	6	6	7
針	面積	227	-	-	-	-	-	-	-	1	0	-	-	4	16	10	18	16	19	61	17	20	22
	材積	63	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	1	4	2	5	6	17	5	6	6	7
広	面積	330	-	0	-	-	-	6	4	0	4	2	26	72	53	49	44	39	23	7	-	-	-
	材積	47	-	0	-	-	-	1	0	0	1	0	4	4	8	7	6	6	3	1	-	-	-
総数	面積	22,696	565	525	1,146	230	280	340	238	505	429	326	812	1,304	2,899	3,951	3,982	2,278	1,120	291	298	486	694
	材積	3,320	-	6	30	12	20	31	24	56	55	45	123	213	479	664	677	383	194	52	53	83	122
針	面積	3,508	20	-	3	1	0	-	1	5	42	29	93	241	531	747	781	406	242	70	67	83	144
	材積	902	-	-	0	0	0	-	0	1	8	6	21	58	133	195	204	107	65	19	18	24	41
広	面積	19,189	545	525	1,142	229	279	340	237	499	386	296	719	1,063	2,368	3,204	3,201	1,872	878	221	231	403	550
	材積	2,418	-	6	30	12	20	31	24	55	47	39	101	155	346	470	473	276	129	33	34	59	81
無立木地等		面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		材積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注 単位未満を四捨五入としているため、総数と内訳が一致しない場合があります。

(3) 市町村別森林資源表

森林計画区		総数	立										木										地				無立木			更新
			人			工			林			天						然				林	天然生	林						
												数		育成単層林		育成複層林		育成単層林		育成複層林					育成単層林		育成複層林			
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数				針	広	総数	針	広	
総数	面積	43,811	19,689	19,427	262	18,186	18,103	84	1,503	1,324	179	23,254	3,735	19,519	-	-	-	557	227	330	22,697	3,508	19,189	868	386	482	-	-	-	-
		蓄積	9,817	6,386	6,354	32	6,135	6,125	10	250	228	22	3,431	965	2,466	-	-	-	110	63	47	3,320	902	2,418	-	-	-	-	-	-
青森市	面積	26,228	10,509	10,393	117	10,092	10,036	56	417	357	60	15,220	2,277	12,943	-	-	-	265	31	234	14,956	2,247	12,709	498	149	349	-	-	-	-
		蓄積	5,772	3,583	3,570	12	3,510	3,504	6	73	67	6	2,189	577	1,612	-	-	-	41	8	33	2,148	569	1,579	-	-	-	-	-	-
平内町	面積	12,594	6,376	6,238	138	5,314	5,294	21	1,062	944	117	5,992	1,371	4,621	-	-	-	267	189	77	5,726	1,182	4,544	226	133	93	-	-	-	-
		蓄積	2,756	1,799	1,780	19	1,626	1,623	3	173	157	16	957	366	591	-	-	-	64	53	11	892	313	580	-	-	-	-	-	-
今別町	面積	1,571	709	708	1	703	703	0	6	5	0	837	12	825	-	-	-	20	1	19	817	11	806	25	12	14	-	-	-	-
		蓄積	358	245	245	0	243	243	0	1	1	0	113	3	110	-	-	-	3	0	3	110	3	107	-	-	-	-	-	-
蓬田村	面積	1,059	552	550	1	550	548	1	2	2	0	424	37	387	-	-	-	3	3	-	421	34	387	83	72	11	-	-	-	-
		蓄積	263	204	204	0	204	204	0	0	0	0	59	10	50	-	-	-	1	1	-	58	9	50	-	-	-	-	-	-
外ヶ浜町	面積	2,360	1,544	1,538	6	1,527	1,522	5	16	16	1	781	37	744	-	-	-	3	3	-	778	34	744	36	21	14	-	-	-	-
		蓄積	668	555	554	1	552	552	1	3	3	0	113	10	103	-	-	-	1	1	-	112	9	103	-	-	-	-	-	-

注 単位未満を四捨五入としているため、総数と内訳が一致しない場合があります。

(4) 所有形態別森林資源表

単位 面積:ha、蓄積:1,000m3

区	分	総数	立										木										地										無立木		更新 困難地
			人			工			林			天			然			林			地														
			総		針	数		育成		単層林	数		育成		層林	数		天		生	林														
			総	数		針	総	数	針		総	数	針	総		数	針	総	数		針	総	数	針	総	数	針								
			数	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積				
総		43,811	19,689	19,427	282	18,186	18,103	84	1,503	1,324	179	23,253	3,735	19,518	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	蓄積	9,817	6,386	6,353	32	6,135	6,125	10	250	228	22	3,431	965	2,466	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
総	数	8,278	4,429	4,329	101	4,119	4,077	42	310	252	58	3,766	392	3,374	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
公	蓄積	1,903	1,347	1,336	11	1,293	1,288	5	54	48	6	557	101	455	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
有	面積	2,137	1,876	1,868	9	1,867	1,858	9	10	10	-	256	13	243	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	蓄積	556	519	517	1	517	516	1	1	1	-	37	3	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
市	町村	面積	2,045	957	914	44	797	790	6	161	123	37	1,061	269	792	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
有	林	蓄積	477	301	296	5	277	276	0	24	19	5	177	70	107	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
財	産区	面積	4,096	1,595	1,547	48	1,456	1,429	27	140	119	21	2,449	110	2,338	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
有	林	蓄積	870	527	523	4	499	495	3	29	27	1	343	28	314	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
総	数	面積	35,533	15,260	15,098	162	14,067	14,026	41	1,193	1,072	121	19,488	3,343	16,145	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	蓄積	7,913	5,039	5,018	22	4,843	4,838	5	197	180	17	2,874	863	2,011	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
機	構	面積	2,699	2,422	2,420	2	2,411	2,411	-	11	9	2	277	1	276	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
造	林	蓄積	833	799	799	0	797	797	-	2	2	0	34	0	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
有	社	面積	3,455	1,707	1,694	13	1,451	1,447	4	256	247	9	1,634	435	1,199	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
有	林	蓄積	760	496	495	1	452	452	0	44	43	1	264	119	145	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
そ	の他	面積	3,153	989	908	80	489	489	-	500	420	80	2,148	134	2,014	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
法人	有林	蓄積	575	251	239	12	166	166	-	85	73	12	324	35	289	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
個	人	面積	26,226	10,143	10,076	67	9,717	9,679	37	426	396	30	15,429	2,774	12,655	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
有	林	蓄積	5,746	3,493	3,485	9	3,427	3,423	5	66	62	4	2,252	709	1,543	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						

注 その他法人有林には、社寺有林、森林組合有林を含む。個人有林には、部落有林、共有林、その他を含む。

(5) 制限林の種類別面積

単位 面積:ha

区 分	保安林												特 別 地 域					県 自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区					鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 地 区	そ の 他											
	保安林												国 立 公 園					国 定 公 園									県 立 自 然 公 園										
	総 数	水 源 か ん 養	土 砂 流 出 防 備	土 砂 崩 壊 防 備	飛 砂 防 備	防 風	潮 害 防 備	干 害 防 備	な だ れ 防 止	落 石 防 止	防 火	魚 つ き	保 健	風 致	保安施設地区	砂 防 指 定 地	総 数	特 別 保 護 地 域	第 1 種 特 別 地 域	第 2 種 特 別 地 域	第 3 種 特 別 地 域	普 通 地 域					総 数	特 別 保 護 地 域	第 1 種 特 別 地 域	第 2 種 特 別 地 域	第 3 種 特 別 地 域	普 通 地 域	総 数	第 1 種 特 別 地 域	第 2 種 特 別 地 域	第 3 種 特 別 地 域	普 通 地 域
総 数	(2,962)	(2,313)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(2,313)	-	-	(69)	(43)	-	-	-	-	(6)	(3)	(5)	(63)	-	(62)	-	(1)	(20)	(439)	-	(0)	-			
11,465	8,514	5,179	3,091	23	-	32	-	108	6	-	10	-	33	31	-	179	1,414	165	132	340	88	689	91	-	-	-	18	121	1,106	-	5	17	-				
青森市	(981)	(421)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(421)	-	-	(34)	(43)	-	-	-	-	-	-	-	(44)	-	(44)	-	-	-	(439)	-	-	-			
6,174	4,681	4,521	80	10	-	-	-	33	6	-	10	-	8	13	-	66	1,414	165	132	340	88	689	-	-	-	1	-	-	-	5	8	-					
平内町	(1,939)	(1,888)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(1,888)	-	-	(32)	-	-	-	-	-	-	-	-	(19)	-	(18)	-	(1)	-	-	(0)	-				
4,410	3,128	228	2,776	4	-	-	-	76	-	-	-	-	26	18	-	39	-	-	-	-	-	-	-	-	1,243	-	17	121	1,106	-	0	-					
今別町	(5)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(1)	-	-	-	-	-	-	(4)	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
274	175	24	141	6	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	-	-	-	-	-	-	(62)	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
蓬田村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
外ヶ浜町	(37)	(4)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(4)	-	-	(2)	-	(10)	-	(6)	(1)	(2)	-	-	-	-	-	-	(20)	-	-	-	-				
607	531	406	94	3	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	-	(29)	-	0	24	5	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-					

注 ()は兼種で外数である。
単位未満を四捨五入する関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

(6) 樹種別材積表

単位 材積：1,000m³

林種 \ 樹種	スギ	アカマツ	クロマツ	ヒバ	カラマツ	その他針	広葉樹
総 数	5,729	1,085	29	190	282	3	2,498
人 工 林	5,729	290	13	36	282	3	32
天 然 林	-	795	16	155	-	-	2,466

注 地域森林計画資料

(7) 特定保安林の指定状況

当計画区では該当ありません。

(8) 荒廃地等の箇所数

単位 箇所

区 分		山地災害危険地区				海岸浸食 危険地 (km)	備考
		山腹崩壊 危険地区	崩壊土砂流出 危険地区	地すべり 危険地区	計		
総 数		58	86	5	149	1.8	
市町村別内訳	青 森 市	18	33	1	52	-	
	平 内 町	14	28	1	43	-	
	今 別 町	8	6	-	14	-	
	蓬 田 村	-	-	-	-	-	
	外 ヶ 浜 町	18	19	3	40	1.8	

注 県林政課資料

(9) 森林の被害

単位 面積:ha

種 類		火 災			潮 害			雪 害			凍 結			獣 害		
年 次		R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
総 数		0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市町村別内訳	青 森 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平 内 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	今 別 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	蓬 田 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	外ヶ浜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(10) 防火線等の整備状況

単位 面積:ha

市町村名	防火保安林面積
青森市	10.13

3 林業の動向

(1) 保有山林面積規模別経営体数

単位：経営体

区 分		総 数	5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上
総 数		51	13	12	16	9
市町村別内訳	青 森 市	23	4	7	8	4
	平 内 町	24	7	5	8	4
	今 別 町	－	－	－	－	－
	蓬 田 村	1	x	x	x	x
	外 ケ 浜 町	3	2	－	－	1

注 農林水産省「2020年農林業センサス」

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 人数：人、面積：ha

区 分		総 数		公 有 林		私 有 林	
		人 数	面 積	人 数	面 積	人 数	面 積
総 数		346	6,171	4	1,359	342	4,812
市町村別内訳	青 森 市	108	1,779	4	1,359	104	420
	平 内 町	115	4,115	－	－	115	4,115
	今 別 町	66	63	－	－	66	63
	蓬 田 村	35	48	－	－	35	48
	外 ケ 浜 町	22	166	－	－	22	166

注1 県林政課資料(令和6年3月31日現在)

2 令和2年度から令和6年度までの5ヶ年の計画認定分

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積：ha

市町村別		経営管理権		経営管理実施権		備 考
		件数	面 積	件数	面 積	
総 数		53	32	－	－	
市町村別内訳	青 森 市	53	32	－	－	
	平 内 町	－	－	－	－	
	今 別 町	－	－	－	－	
	蓬 田 村	－	－	－	－	
	外 ケ 浜 町	－	－	－	－	

注1 件数欄には、策定した経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の数を記載する。

2 国有林森林計画にあつては記載を要しない。

3 県林政課資料(令和6年3月31日現在)

(4) 森林組合及び生産森林組合の現状

ア 構成

単位 員数:人、金額:千円、面積:ha

市 町 村 別	組 合 別	組合員数	常勤 役職員数	出資金総額	組合員所有 森林面積	備 考
森林組合	総 数	1,772	7	-	-	
	青 森 市 森 林 組 合 あ お も り	1,772	7	X	X	

注 令和5年度県団体経営改善課資料(「X」は秘匿措置により、数値を公表しないもの)

市町村別欄は、各組合の事務所所在地を表示。

イ 森林組合の事業内容及び活動状況等

単位 取扱高:千円、人員:人、日数:日

組 合 名	主 要 事 業 取 扱 高				作 業 班		
	販 売	林 産	加 工	森林整備	実人員	就労延日数	平均日数
総 数	-	-	-	-	-	-	-
森林組合あおり	X	X	X	X	X	X	X

注 令和5年度県団体経営改善課資料(「X」は秘匿措置により、数値を公表しないもの)

(5) 林業事業体等の現況

単位:事業体

区 分		造林業	素材生産業	木材卸売業 (うち素材市 売市場)	木材・木製 品製造業
総 数		10	13	2	11
市 町 村 別 内 訳	青 森 市	6	8	2	9
	平 内 町	2	3	－	2
	今 別 町	－	－	－	－
	蓬 田 村	－	－	－	－
	外 ケ 浜 町	2	2	－	－

注1 造林業、素材生産業、木材卸売業は県林政課資料

2 一事業体が複数の業務を行っている場合、それぞれ該当する欄に計上した。

3 木材・木製品製造業:R3経済センサス

(6) 林業労働力の概況(林業就業者数の動向)

単位 人数:人、率:%

区分	平成22年 (A)	平成27年 (B)	令和2年 (C)	増減率 $\frac{C-A}{A}$	増減率 $\frac{C-B}{B}$
総 数	361	292	271	△ 24.9	△ 7.2
市 町 村 別 内 訳	青 森 市	223	192	△ 13.9	△ 1.0
	平 内 町	74	41	△ 44.6	△ 10.9
	今 別 町	23	8	△ 65.2	△ 33.3
	蓬 田 村	4	4	0.0	△ 33.3
	外 ヶ 浜 町	37	26	△ 29.7	△ 23.5

注 総理府「国勢調査報告」(令和2年度)

(7) 林業機械化の概況

単位：台

区 分	総 数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
索道	－	－	－	－	－	－	
集材機	2	－	－	2	－	－	
モノケーブル	－	－	－	－	－	－	ジグザグ集材機
リモコンウインチ	1	－	1	－	－	－	無線操縦等 による木寄せ機
自走式搬器	－	－	－	－	－	－	リモコン操作 による巻上げ搬器
モノレール	－	－	－	－	－	－	
運材車	11	－	1	10	－	－	林内作業車
集材用トラクター	4	－	－	4	－	－	
育林用トラクター	1	－	－	1	－	－	主として地拵等の 育林作業用
苗畑用トラクター	4	－	－	4	－	－	
動力枝打機	2	－	2	－	－	－	自動木登式
動力枝打機	12	10	2	－	－	－	背負い式等
フォークリフト	－	－	－	－	－	－	
フォークローダ	－	－	－	－	－	－	
トラッククレーン	－	－	－	－	－	－	
クレーン付きトラック	4	－	－	4	－	－	
グラップル付作業車	19	－	1	18	－	－	
グラップル付トラック	7	－	－	7	－	－	
トラクタショベル	－	－	－	－	－	－	搬出、育林用等 に係る土工用
ショベル系掘削機械	4	－	－	4	－	－	搬出、育林用等 に係る土工用
チェーンソー	126	－	25	101	－	－	
刈払機	99	－	20	79	－	－	携帯式刈払機
植穴掘機	1	－	－	1	－	－	
樹木粉碎機	－	－	－	－	－	－	伐倒木、伐根、 枝条等を粉碎
グラップルソー	3	－	－	3	－	－	自走式玉切機
計	300	10	52	238	－	－	

注 県林政課資料(令和3年3月31日現在)

《高性能機械》

フェラーバンチャ	10	－	－	10	－	－	伐倒機
スキッダ	－	－	－	－	－	－	けん引式集材機
プロセッサ	6	－	1	5	－	－	造材機
ハーベスタ	11	－	1	10	－	－	伐倒造材機
フォワーダ	25	－	3	22	－	－	積載式集材車両
タワーヤーダ	－	－	－	－	－	－	タワー付き集材機
スイングヤーダ	－	－	－	－	－	－	旋回ブーム式 タワー付き集材機
その他の 林業用高性能機械	25	－	1	24	－	－	上記以外の 高性能林業機械
計	77	－	6	71	－	－	

注 県林政課資料(令和6年3月31日現在)

(8) 作業路網等の整備の概況

〔作業道開設実績〕

単位：m

区 分		R3	R4	R5	R6	R7
総 数		-	-	-	-	-
市町村別内訳	青 森 市					
	平 内 町					
	今 別 町					
	蓬 田 村					
	外 ヶ 浜 町					

うち林業専用道規格相当

単位：m

区 分		R3	R4	R5	R6	R7
総 数		-	-	-	-	-
市町村別内訳	青 森 市					
	平 内 町					
	今 別 町					
	蓬 田 村					
	外 ヶ 浜 町					

注 県林政課資料

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³、実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	270	292	562	437	70	507	161.9	24.0	90.2
針 葉 樹	154	292	451	423	70	493	274.7	24.0	109.3
広 葉 樹	116	—	116	14	—	14	12.1	—	12.1

注1 計画欄は、前計画の前半5か年分に対応する計画量

2 実行欄は、前計画の前半5か年分の実行量

(2) 間伐面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計画	実行	実行歩合
5,408	1,211	22.4

注 (1)の注に同じ

(3) 人工造林、天然更新別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
1,392	71	5.1	939	827	88.1

注 (1)の注に同じ

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km、箇所：箇所数、実行歩合：%

区 分		計 画	実 行	実行歩合	備考
開 設	新設延長(km)	38.7	2.0	5.2	茂浦野内畑線1.0km 西田浜名線1.0km
	改築延長(km)	12.8	0.2	1.6	茂浦野内畑線0.2km
拡 張	改良箇所(箇所)	34.0	0.0	0.0	
	舗装延長(km)	7.1	0.0	0.0	

注 (1)の注に同じ

(5) 保安施設の数量

ア 保安林の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

区 分	計画期末面積	実 績	
			実行歩合
総 数 (実 面 積)	8,868	8,675	97.8
水源涵養のための保安林	5,501	5,150	93.6
災害防備のための保安林	3,321	3,321	100.0
保健、風致保存のための保安林	2,493	2,487	99.8

注 実績は令和7年度末の見込み面積

イ 保安施設地区の指定 単位 面積：ha、実行歩合：%

面 積		
計 画	実 行	実 行 歩 合
—	—	—

注 (1)の注に同じ

ウ 治山事業の数量 単位 箇所:箇所数、実行歩合：%

箇 所		
計 画	実 行	実 行 歩 合
19	21	110.5

注 (1)の注に同じ

(6) 要整備森林の施業の区分別面積

該当なし

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動（令和2年度～令和6年度）

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅 別荘	工業用地	採石 採土地	太陽光	風力	その他	合計
3	2	2	26	0	101	0	16	150

注 「その他」の内訳は鉄塔、作業場等。

(2) 森林以外より森林への異動（令和2年度～令和6年度）

単位 面積：ha

原野	農用地	官行造林	その他	合計
0	0	0	1	1

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

分 期		単位 面積:ha、材積:千m3、延長:km									
		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII		
伐 採	総 数	611	564	549	542	447	476	373	348		
	針葉樹	459	456	402	408	330	328	292	295		
	広葉樹	152	108	147	134	117	148	81	53		
	主 計	381	403	418	486	410	451	362	311		
	針葉樹	229	295	271	352	293	303	281	258		
木 材	伐 数	152	108	147	134	117	148	81	53		
	針葉樹	108	108	147	134	117	148	81	53		
	広葉樹	44	0	0	0	0	0	0	0		
	主 計	230	161	131	56	37	25	11	37		
	針葉樹	230	161	131	56	37	25	11	37		
積 算	総 数	2,160	1,802	1,860	2,176	2,137	1,926	1,927	1,400		
	針葉樹	1,239	1,217	1,275	1,367	1,376	1,369	1,214	1,173		
	広葉樹	921	585	585	809	761	557	713	227		
	主 計	2,160	1,802	1,860	2,176	2,137	1,926	1,927	1,400		
	針葉樹	1,239	1,217	1,275	1,367	1,376	1,369	1,214	1,173		

(2) 分期別期首資源表

区 分		単位 面積:ha、材積:千m3									
		総 数	1、2齢級	3、4齢級	5、6齢級	7、8齢級	9、10齢級	11、12齢級	13、14齢級	15齢級以上	材 積
第Ⅰ分期	総 数	42,943	1,199	1,886	1,533	2,789	4,582	7,490	11,312	12,152	9,816
	人 工	19,691	109	510	908	2,041	3,822	5,257	4,335	2,709	6,395
	青成単層林	18,187	80	170	625	1,879	3,695	5,058	4,127	2,553	6,134
	青成複層林	1,504	29	340	283	162	127	199	208	156	251
	天然	23,252	1,090	1,376	625	748	760	2,233	6,977	9,443	3,431
第Ⅲ分期	総 数	22,157	1,165	1,090	1,376	624	712	721	2,127	14,342	3,245
	人 工	952	83	0	0	6	90	92	167	514	178
	青成単層林	952	83	0	0	6	90	92	167	514	178
	青成複層林	21,205	1,082	1,090	1,376	618	622	629	1,960	13,828	3,067
	天然	42,725	3,386	3,311	1,192	1,959	1,440	2,610	4,402	24,425	9,303
第Ⅴ分期	総 数	21,778	2,332	2,146	102	585	845	1,929	3,716	10,123	6,257
	人 工	19,074	2,181	2,016	32	54	204	1,531	3,449	9,607	5,640
	青成単層林	2,704	151	130	70	531	641	398	267	516	617
	青成複層林	20,947	1,054	1,165	1,090	1,374	595	681	686	14,302	3,046
	天然	1,352	99	83	0	0	83	183	122	782	235
第Ⅳ分期	総 数	42,800	3,311	3,286	3,277	1,251	2,170	1,396	2,514	25,595	9,000
	人 工	22,838	2,335	2,232	2,115	165	855	828	1,872	12,436	6,093
	青成単層林	19,534	2,163	2,081	1,818	37	200	88	1,418	11,729	5,343
	青成複層林	3,304	172	151	297	128	655	740	454	707	750
	天然	19,962	976	1,054	1,162	1,086	1,315	568	642	13,159	2,907
第Ⅵ分期	総 数	43,540	2,857	3,289	3,227	3,192	1,234	2,231	1,343	26,167	9,127
	人 工	23,925	2,257	2,313	2,177	2,041	210	1,003	813	13,111	6,178
	青成単層林	20,021	2,035	2,141	1,955	1,476	61	280	10	12,063	5,291
	青成複層林	3,904	222	172	222	565	149	723	803	1,048	887
	天然	19,615	600	976	1,050	1,151	1,024	1,228	530	13,056	2,949
第Ⅶ分期	総 数	2,152	121	110	123	137	69	119	309	1,164	352
	人 工	17,463	479	866	927	1,014	955	1,109	221	11,892	2,597
	青成単層林	17,463	479	866	927	1,014	955	1,109	221	11,892	2,597
	青成複層林	2,152	121	110	123	137	69	119	309	1,164	352
	天然	2,152	121	110	123	137	69	119	309	1,164	352

7 その他

(1) 持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

単位 材積:千m³

主伐(皆伐)上限量の目安
500

【主伐(皆伐)上限量の目安の計算式(年間)】

$$E = Z_w + (V_w - V_n) / T_a$$

E:伐採(皆伐)材積の目安

T_a:更新期間

Z_w:対象森林の期首時の年間成長量

V_w:対象森林の期首時の立木材積

V_n:基準立木材積(対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2)

【対象森林】

(1) 公益的機能別施業森林以外の森林のうち、木材等生産機能維持増進森林である森林

(2) 水源涵養機能維持増進森林のうち、他の公益的機能別施業森林と重複していない森林

第2表 持続的伐採可能量(年間)

単位 再造林率:% 材積:千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	500	46	546
90	450		496
80	400		446
70	350		396
60	300		346
50	250		296
40	200		246
30	150		196
20	100		146
10	50		96

【持続的伐採可能量の計算式(年間)】

$$E_a = E \times A$$

E_a:持続的伐採可能量

A:再造林率

※間伐立木材積は地域森林計画Ⅱの第6の1に定める計画量を記載する。

7 その他

(2)用語の説明

五十音順

用 語	説 明
育成単層林	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林のことです。
育成複層林	森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林のことです。
一貫作業システム	低コスト造林のため、伐採から植栽まで同時に行う作業システムのことです。
枝打ち	主に無節の価値の高い材を生産するために林木の枝をその付け根付近で切り落とす作業です。 一般に成長に応じて間断的に実施します。
皆伐	主伐の一種で、一定範囲の樹木を一斉に全部、又は大部分を伐採することです。
架線作業システム	林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積する作業の仕組みです。
下層木	樹冠が2段以上の階層状構造をなしている森林で、上層樹冠を形成している木に対して、下層に生育している林木のことをいいます。
刈出し	天然生稚樹の周囲を刈り払い、生育を促進する作業のことです。
間伐	育成段階にある森林において樹木の込み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業で、この作業により生産された木材を間伐材といいます。 一般に、除伐後から主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施します。
機械作業システム	伐出作業や育成作業における各工程の機械による作業の仕組み(機械の組合せ)のことです。 伐出作業においては、集材距離、傾斜の度合い、伐採作業現場の大きさ、集中・分散の度合いによって変わります。
郷土樹種	長い期間の自然淘汰によって、それぞれの地方や立地環境によく適応し自然状態で分布している樹種のことです。
切土	地盤より上方にある土砂等をかき落とし、又は切り崩す作業により切り取った土砂のことです。
禁伐	樹木の伐採を禁止することです。
更新	伐採跡地(伐採により生じた無立木地)において、造林により更新樹種を育成し、再び立木にすることです。
更新樹種	植栽木、天然下種等により発生する稚樹及びぼう芽のうち将来の林冠を構成する樹種です。
高性能林業機械	一機種で、伐倒・枝払い・造材・集材のうち、2工程以上の多工程処理を行う車両系又は架線系の林業用機械のことです。
広葉樹	樹木を葉の形で分類した名称で、針葉樹に対する語です。被子植物、双子葉類に属する樹木のことです。
コンテナ苗	専用のコンテナで育てる根鉢付きの苗のことで、従来の苗と比較して、活着率が良く、植栽に要する時間が短いなどのメリットを有する苗のことです。
材積	立木又は造材された丸太、さらに製材された木材の体積のことです。立木では樹皮を含みますが、丸太では含みません。 単位は立方メートルで表示します。

用 語	説 明
市町村森林整備計画	森林法第10条の5の規定に基づき、市町村長が計画的、かつ、長期的視点にたつて、適切に林業経営、森林施業を推進するためにたてる造林から伐採までの森林施業に関する総合的な計画のことです。 森林の持続可能な管理を実現するマスタープランと位置付けられています。
下刈り	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木等を刈り払う作業のことです。
樹下植栽	上木のある状態で、その木の下に苗木を植栽することをいいます。 本県では下木の樹種として、ヒバを植栽することが多くなっています。
樹冠	樹木の葉と枝の集まりの範囲のことです。
樹冠疎密度	林地面積に対する樹冠投影面積の占める比率のことです。 おおむね16年生以上の林分において利用します。
主伐	利用期に達した樹木を伐採し収穫することです。
上層木	樹冠が2段以上の層状をなしている森林で、下層の木に対して上層の木のことで
植生	ある区域に集まって生育している植物の全体のことです。 自然植生、現存植生などと使い分けします。
除伐	一般に下刈りを終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に行われる造林目的以外の樹種等を取り除く作業のことです。
人工造林	苗木の植栽、種子のまき付け、さし木等の人為的な方法により森林を造成することです。
針葉樹	樹木を葉の形で分類した名称で、広葉樹に対する語です。 スギ、マツ類ヒバなど、林業上重要な樹種が多く、二酸化炭素の吸収量は広葉樹を大きく上回ります。
森林	森林法第2条で、「木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹」、「前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地」ただし、「主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの土地の上にある立木竹除く」と定義付けられています。
森林経営管理制度	適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る制度です。
森林経営計画	「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。
森林機能区分	森林を、その森林の地形、地質、土壌その他の自然条件、林況等に対する評価因子をもとに、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産機能の機能に区分したものです。
森林作業道	間伐をはじめとする森林整備、木材の取材・搬出のために用いられ、主として林業機械の走行を想定した道のことで
森林生産力	森林の主に木材を生産する能力(ポテンシャル)のことです。
森林施業	目的とする森林を造成、維持するために行う造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為のことです。

用 語	説 明
森林簿	森林計画図の林小班ごとに、面積、樹種、林齢、材積森林の機能区分等の林況を表示している簿冊のことです。
森林保健施設	「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」第2条第2項第2号の規定により、森林の有する保健機能を高度に発揮させるため公衆の利用に供する施設のことです。休養施設、教養文化施設、スポーツ又はレクリエーション施設、宿泊施設があります。
スキッダ (牽引式集材機)	丸太の一端をグラップルで吊り上げて土場まで地曳集材する集材専用の自走式機械のことです。
制限林	法令により施業について制限を受けている森林のことです。 保安林、砂防指定地、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく特別保護地区、自然公園法に基づく特別地域等があります。
施業実施協定	森林所有者等が自発的意志に基づき、市町村の長の認可を受けて締結する10年間の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する協定のことです。
施業体系	目的とする森林を造成、維持するため造林から保育、間伐、伐採までの一連の森林施業について、林齢、成立本数、樹高、胸高直径、林分材積等に関する各施業の実施すべき判断の基礎となるものです。
造林	林地に森林を仕立てることです。 造林の方法には人工造林と天然更新があります。
択伐	主伐の一種で、経営目的に到達し収入を期待できるものや成長が衰え始めたもの、材質に欠点があるものなどを抜き伐ることです。
タワーヤーダ (タワー式集材機)	簡便に架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機のことです。
単木択伐	択伐作業の一種で、立木の伐採が、森林及びその周辺における自然環境に大きな変化を招くおそれが少ない程度の点状択伐のことです。
治山施設	保安林の指定の目的を達成するために必要として実施された保安施設事業(森林法第41条第1項の事業)及び地すべり防止工事(地すべり等防止法第2条第4項)により設置された施設のことです。
地質	地球の構造・歴史・地球上の生物の変遷及び地球の変化にあずかった原因・結果など、地球に関する自然現象及び状態を総括したものです。林業関係では、地球の表面層＝地殻＝を構成する物質を称し、その種類、性質又は状態を指すことが多い。大部分は岩石で、地層、堆積物、風化生成物ないし土壌をも含まれます。
長伐期施業	標準伐期齢のおおむね2倍を超える林齢で主伐を行う施業のことです。
天然下種更新	林地内に残した木(母樹)又はその側方の木から自然に落ちた種から発芽した稚樹を後継樹として森林を仕立てる方法のことです。
天然更新	天然の力によって次の世代の樹木を発生させることをいいます。種子が自然に落下し、発芽する場合(天然下種更新)と、木の根から発芽(ぼう芽)して成長する場合などがあります。
天然更新補助作業	更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するための作業であり、地表処理、刈出し等の作業のほか、天然更新の不十分な箇所に行う植込み等を含む造林の作業種です。
天然生林	災害、伐採などにより改変されたが、ほとんど人の手が加わらずに自然力によって再生した森林のことです。
天然林	天然の状態であって、造林・保育についてほとんど人の手が加わっていない森林のことです。
特定広葉樹	地域独特の景観や多様な生物の生息・生育環境の維持・創出を図るために必要な広葉樹として市町村森林整備計画で定めた樹種のことです。

用 語	説 明
特定広葉樹育成施業	特定広葉樹を主体とした地域独特の景観や多様な生物の生息・生育環境等の形成を図るための森林施業のことです。
特定保安林	森林法第39条の3の規定に基づき、農林水産大臣が指定の目的に即して機能していないと認められる保安林のうち、その機能を確保するため、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があるとして指定した森林のことです。
土壌	地殻表面の母岩が風化・崩壊したものに腐植などが加わり、気候や生物などの作用を受けて生成したものです。 水分の動態、有機物の分解合成の過程の相違によって特有の発達を示します。
ナラ枯れ被害	キクイムシの一種で巣に菌を栽培して食べて繁殖する養菌性のカシノナガキクイムシが、ナラ類の樹幹部の樹皮下から辺材に穿入し、年輪に沿って孔道を掘ることから壮・老齢木の被害では枯死に至ります。近年、日本海側の豪雪地帯で大発生しています。
伐区	もともと伐採（主伐）が行われる区域を指しますが、造林から保育、伐採までの作業が一貫して同一に行われる区域にも用いられます。
ハーベスタ （伐倒造材機）	伐倒、枝払い、集積の一連の多工程の処理を連続して行う自走式の機械のことです。
標準伐期齢	主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢等を勘案し、地域森林計画で示した指針をもとに、森林計画制度上の誘導指標として市町村森林整備計画で定める林齢のことです。 保安林の指定施業要件の基準に用いられます。
フォワーダ （積載式集材車両）	グラップルクレーンで玉切りした短幹材を荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械のことです。
複層林	人工更新又は天然更新により造成され、樹齢、樹高の異なる樹木により構成された森林の総称です。
複層林施業	森林を構成する林木を部分的に伐採し、苗木の植栽等を行うことにより複数の樹冠層を有する森林を造成する施業のことです。
プロセッサ （造材機）	林道や土場などで、全木集材された材の枝払い、測尺玉切りを連続して行い、玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械のことです。
保安施設事業	森林法第41条の規定に基づき、保安施設地区内において、その保安林の指定の目的を達成するために実施される森林の造成や維持に必要な事業のことです。
保安施設地区	農林水産大臣又は知事が保安施設事業を行う必要があるとして、農林水産大臣が森林法第41条の規定に基づき指定した森林です。 この地区は事業終了後、一定期間経過後保安林とみなされます。
保安林	人命や財産などを守り公共の利益を達成するために森林法に基づいて農林水産大臣または知事が指定した森林のことです。 水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健、風致の17種類があります。
保育	植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、枝打ち、除伐等の作業の総称です。
ぼう芽	立木を伐採した後に切り株から発生する芽のことです。
ぼう芽更新	立木を伐採した後に切り株から発生した芽を成長させて森林を更新する方法のことです。

用 語	説 明
保健機能森林	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2の規定に基づき地域森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認めた場合に、市町村森林整備計画でその地域が特定されている森林のことです。
保護樹帯	造林をする際に前生樹の一部を帯状に残して風を遮り、又は主風の方角に対して樹木を帯状に造成することによって気象害などからの被害の軽減を目的に残された又は造成された樹木の集団のことです。
母樹	優良な形質をもった種子や穂木、茎や根を採取する樹木のことです。母樹の集団を母樹林といいます。
ポドゾル土壌	落葉・落枝やその分解物の層で、ほとんど有機物だけから成る層が発達し、溶脱層と遊離酸化物及び腐植の集積層をもつ酸性の土壌のことです。一般に寒冷偏湿気候地下に広く生成されます。
松くい虫被害	松くい虫被害の正式な名称は「マツ材線虫病」と呼ばれるマツの伝染病です。 マツを枯らす病原体は、体長1mmにも満たない「マツノザイセンチュウ」という線虫で、これを病気ににかかったマツから健全なマツに媒介する虫が体長3cmほどのカミキリムシの一種である「マツノマダラカミキリ」です。 マツノマダラカミキリが運ぶマツノザイセンチュウがマツに侵入し、マツの樹液を止めることによってマツ枯れが発生し、まん延していきます。
要整備森林	特定保安林の区域内の民有林で、造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林です。
立木度	現在の林分の本数を当該林分の林齢に相当する期待成立本数で割った対比で10分率で表すものです。 幼齢林(おおむね15年生未満)で利用します。
林業事業体	他者からの委託又は立木の購入により造林、保育、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産事業者などのことです。
林業専用道	幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供する道をいい、普通自動車(10トン積程度のトラック)の走行を想定した規格・構造を有するものです。
林道	不特定多数の者が利用する恒久的公共施設で、森林整備や木材生産を進める上での幹線となる道路です。
林班	森林の位置を明らかにし、地域森林計画の樹立及び実施の便に供するため、原則として字界、天然地形又は地物をもって区画した森林区画の単位のことです。
林齢	林分が成立(更新又は植栽)した年を1年とし、それから経過した森林の年齢のことです。